

## 平成29年第4回防府市議会定例会会議録（その2）

○平成29年12月5日（火曜日）

---

### ○議事日程

平成29年12月5日（火曜日） 午前10時 開議

- 1 開 議
  - 2 会議録署名議員の指名
  - 3 一般質問
- 

### ○本日の会議に付した事件

目次に記載したとおり

---

### ○出席議員（24名）

1 番	曾 我 好 則 君	2 番	石 田 卓 成 君
3 番	牛 見 航 君	4 番	藤 村 こ ず え 君
5 番	宇 多 村 史 朗 君	6 番	和 田 敏 明 君
7 番	田 中 健 次 君	8 番	清 水 浩 司 君
9 番	田 中 敏 靖 君	10 番	山 本 久 江 君
11 番	山 田 耕 治 君	12 番	久 保 潤 爾 君
13 番	河 村 孝 君	14 番	橋 本 龍 太 郎 君
16 番	上 田 和 夫 君	17 番	行 重 延 昭 君
18 番	河 杉 憲 二 君	19 番	安 村 政 治 君
20 番	高 砂 朋 子 君	21 番	山 根 祐 二 君
22 番	三 原 昭 治 君	23 番	清 水 力 志 君
24 番	今 津 誠 一 君	25 番	松 村 学 君

---

### ○欠席議員

なし

---

### ○説明のため出席した者

市 長 松 浦 正 人 君 副 市 長 村 田 太 君

教 育 長 杉 山 一 茂 君 代 表 監 査 委 員 中 村 恭 亮 君  
総 務 部 長 末 吉 正 幸 君 総 務 課 長 松 村 訓 規 君  
総 合 政 策 部 長 熊 野 博 之 君 生 活 環 境 部 長 岸 本 敏 夫 君  
生 活 環 境 部 理 事 大 田 稔 君 健 康 福 祉 部 長 林 慎 一 君  
産 業 振 興 部 長 神 田 博 昭 君 土 木 都 市 建 設 部 長 友 廣 和 幸 君  
入 札 検 査 室 長 内 田 和 男 君 会 計 管 理 者 山 内 博 則 君  
農 業 委 員 会 事 務 局 長 中 谷 純 一 君 監 査 委 員 事 務 局 長 平 井 信 也 君  
選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長 賀 谷 一 郎 君 消 防 長 田 中 洋 君  
教 育 部 長 原 田 みゆき 君 上 下 水 道 局 長 河 内 政 昭 君

---

○事務局職員出席者

議 会 事 務 局 長 岩 田 康 裕 君 議 会 事 務 局 次 長 栗 原 努 君

---

午前10時 開議

○議長（松村 学君） 定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

---

会議録署名議員の指名

○議長（松村 学君） 本日の会議録署名議員を御指名申し上げます。11番、山田議員、12番、久保議員、御両名にお願い申し上げます。

---

一般質問

○議長（松村 学君） 議事日程につきましては、お手元に配付しておりますとおり一般質問でございます。通告の順序に従い進行したいと思いますので、よろしくお願いたします。

これより質問に入ります。最初は、11番、山田議員。

〔11番 山田 耕治君 登壇〕

○11番（山田 耕治君） おはようございます。会派「絆」の山田耕治でございます。今回は総合計画について、そして防犯に対する市の考え方について、執行部の御所見を聞かせていただきます。誠意を持った御答弁をよろしくお願いたします。

まず初めに、市の総合計画について聞かせていただきます。

総合計画と言えば、防府市総合計画「防府まちづくりプラン2020」で、市が実施する取り組みの指針となる計画であり、防府市の最上位計画ですが、平成23年からの

10年間で計画期間の中間年度の平成27年に基本計画の見直しを行ったところでございます。

その中身につきましては、触れますと長くなりますので割愛させていただきます。

市長がうたっているマニフェストと防府市総合計画「防府まちづくりプラン2020」、市長の思いで有権者と約束されたマニフェストが、防府市の総合計画や基本構想に入っていると思われませんが、検証も含めてお答えいただきたいと思います。

市長の公約は、市長にとってはとても大事なことであり、何としても実現させなければならないという思いがおりでしょう。公約を実行しないとなれば、市民有権者を裏切った等の批判も出てくるかもしれません。市全体のバランスを考慮した総合計画は、10年後の未来をどのような姿にしたいのか、そのために今の施策をどうするのかというものでございます。

もちろんマニフェストとリンクした施策が起こり得ると思いますし、別の見方をすれば、将来を見据えた包括的な施策でもあり、またアバウトな施策となり得るのかもしれませんが。

ただ、長年、市民から支持をいただいている市長の思い入れがストレートに入ってくる計画になりますと、今後、新しい市長が誕生したときに、公約で上げているマニフェストとリンクできない計画もあるのではと危惧します。

多くの自治体で総合計画は抽象的となり、また予算と連動しないようになっていると思われまます。多治見市のように、首長の任期と総合計画の期間をそろえることで、この問題をクリアしている自治体もあります。

そこでお尋ねいたします。1つ、市長のマニフェストと防府市総合計画の整合性をどのように考えられ、どのようにとられておられるのか。

2つ目に、総合計画による進捗状況をどのように見えるようにしているのか。もっとわかりやすく、市民の皆様へ進捗状況がわかるようにしてみても提案させていただきますが、いかがでしょうか。

例を挙げますと、総合計画から取り組む「防府市まち・ひと・しごと創生総合戦略」があります。その中で、基本目標、施策、そして84項目からなる具体的な取組内容があるわけですが、総合計画とリンクしにくい構図になっていると感じています。進捗がホームページ等で見れるようにすることも必要と考えますが、いかがでしょうか。

この総合計画は、先ほども述べましたが、市が実施する計画や取り組みの指針となる防府市の最上位計画で、企業で言えば最重要課題となるわけです。

そこで、3つ目の質問です。計画を達成するために、中期計画や短期計画を実施する中で、日ごろ行われる職員の業務がこの計画にどのように反映されているのか。計画の進捗

状況と職員評価はどうリンクしているのか。また、誰がどのように評価しているのか、教えていただきたいと思います。

そして、総合計画の進捗は、部長が計画に対しての責任をとらなければならない、部としての目指す姿はどうか、部として今期取り組む重要課題は、しっかりと市民へ示す必要があると私は思います。ですから、部長級コミットメント制度の導入とその部長宣言をホームページに掲載することを提案しますが、いかがでしょうか。

以上、4点、お伺いいたしますので、御答弁よろしくお願いたします。

○議長（松村 学君） 11番、山田議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 御質問にお答えいたします。

まず、1点目の総合計画と市長のマニフェストの整合性についてのお尋ねでございましたが、本市では、将来にわたり持続的に発展していく地域社会を構築するため、市政運営のマスタープランとして基本構想と基本計画からなる第四次防府市総合計画を策定しているところでございます。

この平成32年度を終期といたします長期マスタープランにつきましては、まちづくり委員会の開催、市民アンケートや高校生アンケートの実施など、多くの方々に御参画をいただきながら、議会から御承認を受けた上で公表を行うなど、市民による市民のための計画づくりに留意し、策定したものでございます。

こうしたことから、総合計画は市政運営のよりどころとして広く市民の皆様に認知され、各種事業の執行根拠として支持されていると思っております。

さて一方で、市長候補者が選挙において掲げた公約、いわゆるマニフェストにつきましては、4年間という限られた任期中に、市長候補者が目指す中期的な重点政策や、特徴的な施策を市民にお示ししたものであると認識しておりまして、当選すれば実行していくことが求められる事項であると考えているところでございます。

私は、市長マニフェストと総合計画が両輪一体となって実行されていくことが、何より重要であると考え、これまでも基本計画と私のマニフェストそれぞれから具体的な事業を示す実施計画を策定し、それらが相反しないよう、毎年度検討と更新を行うことで総合計画と市長マニフェストとの整合性を図っているところでございます。

次に、2点目の総合計画の進捗状況の見える化についてのお尋ねでございしますが、本市におきましては、総合計画に定めた41の施策が着実に推進されるよう、平成23年度から行政評価を活用して計画の進行管理を行い、その状況を毎年公表することで透明性の確保を図っております。

具体的に申し上げますと、7月にサマーレビューと称した各課の事務事業のヒアリングを総合政策部で実施しまして、各事業に維持や拡大、縮小など、方向性の評価を付した後、各施策の達成指標や有効性を参考にしながら、施策の進捗評価を行い、最終的な改善方針やコメントを担当部次長が付し、このコメントを実際の事務事業等の改善や予算編成に役立てることとしております。

こうした評価活動を一覧性の高い行政評価調書にまとめまして、毎年これを市民の皆様公表することで、効率的で質の高い行政の実現と成果重視の行政への転換、市民の皆様に対する行政の説明責任の徹底を果たしております。

次に、3点目の計画に対する進捗状況と職員評価のつながり、及びその職員評価の手法についてのお尋ねでございましたが、本市におきましては、職員評価の仕組みとして、人事考課制度を導入しております。

まず、平成15年度に課長級の職員に対し制度を適用し、以降、適用範囲を職位ごとに順次拡大してまいりまして、平成28年度からは全職員を対象に実施しております。

この制度の中で、年度当初に部長は先ほどの行政評価の進捗や総合計画、マニフェストなどを取り込んで、組織の目標や課題を含む部の方針を明らかにするとともに、各所属にこれを説明し、部としての方針を浸透させております。

こうした方針に基づき、諸事業を遂行してまいりるわけでございますが、年度末になりましたら、課題への取り組みや事務事業の進捗状況を見て、考課を実施しております。これは、被考課者の上司2名により行っております。

最後に、4点目の部長級コミットメント制度の導入と部長宣言のホームページへの掲載についての御提案でございましたが、議員御承知のとおり、全国的には、部長がみずからの執行責任を明確化し、市民にわかりやすく示すことで、各部の業務に対するマネジメント機能を向上させ、行政の透明性を確保するといった目的のもと、重点目標や課題、市の当該年度の取組内容と達成状況、評価などについて、部長のマニフェストという形で公表を行っている自治体もございます。

本市におきまして、何をどのようなやり方で公表するのがふさわしいか、先進自治体の様子なども拝見しまして、今後研究してまいりたいと存じます。

以上、答弁申し上げます。

○議長（松村 学君） 11番、山田議員。

○11番（山田 耕治君） 御答弁ありがとうございました。

まず、先般も、昨日、基本条例のパブリックコメントの全協で御説明がございましたので、ちょっと確認をさせていただきたいと思います。

総合計画は平成23年5月の地方自治法の改正により、法律上、策定する義務がないわけでございます。私は、総合計画策定条例も必要ではないかというふうに思ったわけですが、防府市は基本条例、今現在で言いますと、第6章、総合計画、第13条の3で「市長等は、総合計画に基づき、総合的かつ計画的な行政運営に努めなければなりません」とうたっているわけでございます。

そこで、条例化する必要はないということでしょうか。策定してなおかつ条例を設けていない自治体は、自治基本条例やまちづくり基本条例等で総合計画、基本計画の策定根拠を位置づけておられるようですが、ここではそのような解釈でよろしいのか、ひとつ確認させてください。

○議長（松村 学君） 総合政策部長。

○総合政策部長（熊野 博之君） 御質問にお答えいたします。

ただいま議員がおっしゃいましたとおり、防府市の自治基本条例で総合計画の位置づけをしております。その条例は、今見直しを行って、先般、議員の皆様にお話もしたところでございますが、その位置づけは今変えるつもりはございません。自治基本条例の中で、その位置づけでやっていきたいと思っております。

以上、答弁を申し上げます。

○議長（松村 学君） 11番、山田議員。

○11番（山田 耕治君） ありがとうございます。私もそれには賛同しますので、しっかり防府市の最上位計画ということで、今までどおり取り組んでいただきたいというふうにはお願いはしておきます。

市長の公約と総合計画の関連でございますが、私は、今の総合計画が市民から選ばれた市長の約束の整合性がないと批判しているのではないことを、まず言わせていただきます。

5期も継続された、市長をされている松浦市長だからこそ、今まで問題はなかったと思いますが、そうは言っても、世の中のニーズ、市民ニーズがもう変わってきておりますし、市長は選挙ごとに公約も少しずつは変わってきているのではないかと思っております。

ここでの問題は、職員の意識と業務の進め方です。包括的になるかもしれませんが、要は2つの柱、計画で業務を進めなくてはいけない。1つは総合計画、1つは市長のマニフェスト、そのような事態が起こり得るのではないかと。

現在の総合計画は10年後に防府市の未来を見据えた基本構想、その10年間で中期年度に基本計画の見直し、実施計画は当年度を含む3年とし、毎年度最新している状況でございます。

ストレートに言わせていただきますが、市長の公約は総合計画のどの部分に落とし込まれているのか、事例を挙げて教えてください。

○議長（松村 学君） 総合政策部長。

○総合政策部長（熊野 博之君） 御質問にお答えいたします。

総合計画のどの部分にマニフェストに基づく事業が位置づけられているかという御質問だったと思うんですが、総合計画には基本構想、基本計画、実施計画という3つのものから分かれておりまして、マニフェストの部分につきましては、実施計画に位置づけて毎年ローリングして見直しているところでございます。

以上、御答弁申し上げます。

○議長（松村 学君） 11番、山田議員。

○11番（山田 耕治君） 具体的な事例がなかったんで、ちょっとよくわからなかったんですが、私は、実施計画がある中で、基本計画に市長の戦略施策、そして分野別計画を落とし込み、見えるようにすべきではないかと思っております。この点についてはどうでしょうか。

○議長（松村 学君） 総合政策部長。

○総合政策部長（熊野 博之君） 先ほども御答弁の中で具体的にということをお漏らしておりますので、一例で申し上げますと、例えば山頭火ふるさと館、そういうマニフェストに上がっている——に基づく事業につきましては、実施計画のほうにのせております。

それと、どういう形で見せていくかということですが、本答弁でもございましたとおり、行政評価調書というのを市のほうではホームページで公開しておりまして、それで事業の進捗等を行政評価調書という形で公開をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（松村 学君） 11番、山田議員。

○11番（山田 耕治君） 総合計画を立てる市町村は、大体10年ほど、計画期間でつくられることが多いわけでございます。そして、首長の任期は4年、このずれが、例えばある市長が10年の総合計画を立てた後、首長選挙がございましたと。新しい市長が当選しますと、仮に首長が総合計画に完全に束縛されますと、前市長のつくった総合計画に従わなければならないになります。そうすると、選挙でのマニフェスト、市民との約束は何だったのかという問題が生じるわけでございます。

また逆に、総合計画は無視してマニフェストを優先して実行するなら、議会が議決した基本構想に基づいてつくられた総合計画は何なのかということになるわけでございます。

だからこそ、先ほど提案させていただいた基本計画の中に、市長が強く推進したい取り

組み、市長の政策ビジョンとして私はしっかり示すべきではないかというふうに思っております。

それをわかるように、そして各分野別に位置づけられている施策、そして事務事業について分野を横断して効果的、効率的に進めていく仕組みづくりをつくることで、市長マニフェストと総合計画の整合性が図られるのではというふうに思いますが、その点ちょっと教えていただければというふうに思います。

○議長（松村 学君） 総合政策部長。

○総合政策部長（熊野 博之君） 今、議員御指摘のとおり、平成23年に地方自治法が改正されまして、基本構想の法的な策定義務がなくなりまして、総合計画の策定における自由度が増した中、市長の任期に合わせた総合計画を策定する自治体も出てきております。

防府市におきましては、総合計画と市長マニフェストの整合性を図りながら、市長答弁にもございましたように、両輪一体となって推進していただいております。

また、来年度から次の第五次総合計画の策定に向けての準備も進めていく予定にしておりますので、先進の自治体の事例も調査した上で、新しい総合計画のあり方について、マニフェスト等の絡みもあわせて検討をしてみたいと思っております。

以上でございます。

○議長（松村 学君） 11番、山田議員。

○11番（山田 耕治君） 検討していただけるということで期待しておりますので、よろしく願いいたします。

このようなことを危惧して、今部長も答弁で言われましたが、先進地、総合計画を策定していらっしゃる、先ほど言いました多治見市さんや、今回、会派の視察で勉強させていただきました愛知県の江南市さん、ぜひ参考にしていただければというふうに思います。

あと進捗状況をわかりやすくするためにも、計画の段階である程度の予算額は、今後落とし込むことも考えなくてはというふうに思っております。総合計画に予算の裏づけをするためにも、計画に予算額を示す必要があると思いますが、いかがでしょうか。

○議長（松村 学君） 総合政策部長。

○総合政策部長（熊野 博之君） 御質問にお答えいたします。

現在、マニフェスト絡みも入っておりますが、行政評価調書を公表しているということをご先ほど申しましたと思いますが、その中には執行後の予算額でございますが、公表しております。それから先の予算額の公表につきましては、不確定な要素も多いもので、今のところは公表しておりません。



以上でございます。

○議長（松村 学君） 11番、山田議員。

○11番（山田 耕治君） つくってしまって予算を計上したって意味が私はないと思います。ある程度多額の費用がかかるのであれば、やはりそこは市民の皆さんとも共有化することは大切だと思いますので、ある程度の計画の中でその予算についてはしっかりと検討していただきたいし、今後、来年度またそのような取り組みをされるのであれば、しっかり庁内で話し合っていたいただきたいというふうに思っております。

また、基本計画の中で、関連計画はうたわれていることは評価します。計画の中で横断する各部署の記載は、しかし実はないわけですよ。計画の体系と部局、課、係がどのような関係になっているのか、進捗状況を把握、そして見える化を図るのであれば、担当する部局、課、係、そこが例えばホームページで部局、課のところに行ったら、総合計画のある計画とリンクするような、総合計画の中には、あの1冊の中には最後のほうにありますけど、ホームページでの確認はできないわけですよ。そういう形で、もっと市民の皆さんに見やすくするようなことは考えられないでしょうか。

○議長（松村 学君） 総合政策部長。

○総合政策部長（熊野 博之君） 今現在、公表しております本市の行政評価調書につきましては、平成23年度から少しずつ改善を図りながら運用してまいりました。行政評価調書の中では、総合計画の体系に沿って各施策にぶら下がる事務事業の進捗状況や担当課を公表しているところでございます。

施策を推進するに当たり、複数課にまたがる事務事業が多くあることから、施策ごとに組織を横断的に捉えた見せ方を現在ではしているところでございます。

議員の御指摘のとおり、各課がどういう形で進めているかという観点から、市民にわかりやすくという御質問だったと思いますが、市民の皆様に見やすいという観点は大変重要なことでございますので、今後研究してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（松村 学君） 11番、山田議員。

○11番（山田 耕治君） ありがとうございます。これは行政だけが取り組むものでもございません。行政だけが追っかける計画でもございません。であるなら、市民満足度に対する、市民の思いがどう変化しているのか、市民を巻き込んだことも考慮すれば、やはりホームページでしっかりと見えるように、リンクするようになっていただければということはお願ひしておきます。

あと職員の評価でございますが、7月にサマーレビュー等をやって、平成28年に全職

員人事考課制度を行っておるということをございました。しっかりこれについてはやっていただきたいんですが、やはり日ごろの業務は業務として、しっかり政策に対して前向きな職員に対しては、しっかり評価できる仕組みをつくってあげていただきたいということはお願ひしておきます。

最後に、部長のコミットメント制度の導入でございますが、各部局での今期やらなければいけない重要課題で具体的にどう取り組むのか、行政の運営責任、トップは市長でございます。もちろんそうですが、私は、しかしながら、部長がしっかり旗振りをすべきだろうというふうに思っております。

今期の取り組む施策に対しての目的、目標、成果をわかりやすく市民へ伝えることで行政の評価も上がると思ひますし、市民を巻き込む行政運営ができると考えております。

そこで部長宣言ですが、現在、社会情勢や市民ニーズを考えた課題、そして部局との具体的に取り組むプラン、もちろんそこには目標値も必要と考へます。そしてドゥー、今期どのような取り組みを行ったのか。取り組み結果、その結果に伴う成果でチェックして、来年度へのアクションへつなげる。これがP D C Aです。部長が本気で実行宣言をコミットメントし、P D C Aを責任を持って管理する。そしてホームページで見える化することは、私は絶対に必要だと思ひております。

先ほど言わせていただきましたが、誰がどのように評価するという点でも、P D C Aのチェック部門で市長、副市長、他部局の部長が評価する仕組みの構築は既に実施してもいいのではないかとこのように考へますが、いかがでしょうか。

○議長（松村 学君） 総務部長。

○総務部長（末吉 正幸君） それでは、お答えいたします。ちょっと長くなるかもしれませんが、お許しいただけたらと思ひます。

先ほど本答弁でもありました本市の人事考課制度の中で、毎年4月にそれぞれの部長が組織目標課題シートというのを作成して、庁内に公開しております。

例えば私でしたら、今の総合計画の中に位置づけられているそれぞれの項目に沿って、ことしでありましたら地域防災力を充実するための取り組みをします、法務能力向上のための効率的な取り組みをします。情報セキュリティーの強化及び自治体クラウドの構築について取り組みますといったような、6点の項目を今宣言しております。

これに基づきまして、それをまた各課にブレイクダウンしまして、例えば職員課長でありましたら、私の今の目標をさらに詳しく職員の働き方の見直しに取り組む、それから女性活躍の推進と若手中堅職員の資質向上に取り組むとか、こういったことでまた何点か目標を上げております。

こういったことを庁内に公表して、それをさらに部下がそれぞれのその年の目標管理シートと申しますけど、目標管理の中に上げております。評価は目標管理だけで評価するのではなくて、先ほど議員がおっしゃったように、能力評価と意識・姿勢評価という3つの評価でそれぞれ上司が中間面接をして評価し、人事考課を行うという方法を行っております。

一方で、今議員がおっしゃいました基本計画のコミットメントですけど、ちょっと先進地なのかどうかわかりませんが、岐阜県の関市のホームページ見させていただきましたら、それぞれの部長が、まず自分の信条であるとか、あるいは趣味とか座右の銘とか、こういったものをフェイスブックのようにまず自己PRで上げまして、写真も添えて、それぞれポーズをとってあげて、ことしの目標はこれで行くよというのを、もっと大きく、今言ったような事業、政策の細かなものじゃなくて、大きなもので、例えば企画部長だったら、ふるさと納税6億円を目指しますとか、教育部長だったら、どうしたら人に喜んでもらえるかを考えて決断しますとか、そういったようなスローガンみたいなものを当初上げていまして、それが翌年の4月になりますと、どれがどこまで取り組んだ、何をしてこうだったという自己評価を、好調であるとか、順調であるとか、ちょっともう一つであるとか、そういう自己評価をホームページに上げております。

これはこれでまたすごく市民の方との親しみやすい行政といいますか、それに対しては大変、私個人的にはすごくいいことだなと思っております。

ただ、今のかちっと私どもがつくっております人事評価制度との、どういうんでしょうか融合というんですかね、これにはちょっと時間がかかるかなと、努力が必要かなということで、先ほど本答弁のほうでちょっと研究させてほしいという答弁内容にいたしておるのが実情でございます。

以上でございます。

○議長（松村 学君） 11番、山田議員。

○11番（山田 耕治君） 時間もかかるでしょうけど、実はレクのときに関市さんを私、紹介させていただきました。東広島市さんもそうでございます。

やる気になれば僕はできると思いますし、やはりしっかりと部長の顔が市民に見えるようにしていただきたいということは要望しておきます。

本当にこれはやってください。しっかり追っかけさせていただきますので、これは強く要望させていただきます。今後の行政運営に期待して、この項は終わります。

次に、防犯に対する市の考え方について質問をさせていただきます。

防犯の基本は、個々の防犯意識を向上させることが大切なのではないかと思っております。

防府市の「防府まちづくりプラン2020」の中の日常の暮らしと将来のあり方で、アンケートを实はされております。そのアンケートの中で、犯罪を未然に防ぎ、青少年が健全に育つ環境をつくるという項目がございますが、安心して子どもを産み育てる環境を整備する、子どもが個性を伸ばせる教育環境を充実させる、高齢者や障害者が利用する施設やサービスを充実させるという項目より高い回答でございました。

その市民の関心をどう安全・安心に結びつけるのか。「防府まちづくりプラン2020」の分野別計画を見ても、施策1の7でございまして、交通安全・防犯対策の推進ですが、ソフト面では、意識の啓発や防犯パトロール、不審者対応訓練で防犯意識の高揚を図る。ハード面は、防犯灯の設置の推進、不審者情報の提供、防犯ブザーの配布。また、主な取り組みで、防犯施設の充実となっています。

ここには関連する計画もうたっておりません。上位計画から細分化された計画にはいろんな取り組みがあると思いますが、市民のアンケート調査や世の中の動向から見ても、防犯に対する市の姿勢を明確にすることは大切だと思います。

また、市民、事業者と一体となって取り組みを進めるためにも、防府市の防犯基本計画というものの策定は必要ではないかと思っております。

市民、事業者及び市が連携協力して、犯罪被害に遭う市民を一人でも少なくするための取り組みや、環境づくりを進めることを真剣に考えなくてはいけないと思いますが、いかがでしょうか。

そこで質問をさせていただきますが、1つ目に、防府市における刑法犯件数の推移と防犯まちづくりに対する市の考えは。

2つ目に、市民の安全・安心な防犯まちづくりを推進するために、仮称でございまして、「防府市防犯基本計画」を策定すべきと思いますが、いかがでしょうか。

3つ目に、以前からお願いと提案をしている小・中学校の防犯カメラの推進状況は。

最後に、市の公用車へ走行中の音声や画像を記録するドライブレコーダーを設置してみても提案させていただきますが、いかがでしょうか。これは、犯罪や交通事故が発生したとき、そのときの記録として残るわけですから、職員を守るという意味での設置、また防犯パトロールとしても機能します。個々の防犯意識の向上はもちろんですが、行政や関係機関・団体等の連携により、犯罪を未然に防止する仕組みをしっかりと構築しなければいけないと思っております。市のお考えを教えてくださいたいと思います。

○議長（松村 学君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。生活環境部長。

○生活環境部長（岸本 敏夫君） 御質問のうち、私からは1点目と2点目についてお答えいたします。

まず、1点目でございますが、防府市における刑法犯件数の推移につきましては、警察において発生を認知した事件の数といたしまして、平成25年が1,028件、平成26年が690件、平成27年が531件、平成28年が454件となっております。

次に、防犯まちづくりに対する市の考え方についてでございますが、「防府市犯罪のない安全で安心なまちづくり条例」の基本理念にありますように、市、市民及び事業者がそれぞれの役割を果たしながら相互に協力して、地域安全活動及び犯罪の防止に配慮した環境の整備を行うことが必要であり、そのためには警察や県、地域、関係団体等との連携を図りながら、市民の自主防犯力の強化、地域主体の防犯活動の推進、犯罪の起こりにくい環境の整備などにつながるような啓発活動及び事業展開をしていくことが市の責務であると認識いたしております。

具体的には、防府警察署に事務局を置く防府地区防犯対策協議会を通じて、うそ電話詐欺、盗難、誘拐、痴漢、ストーカー等による被害防止の啓発活動や、地域安全ボランティア活動への協力支援などに取り組んでいるところでございます。

2点目の「防府市防犯基本計画」を策定してはどうかという御提案でございますが、犯罪が複雑化・巧妙化している現在においては、常に最新の知識と情報を持って防犯に取り組む必要がある中、県におかれましては、「山口県犯罪のない安全で安心なまちづくり条例」に基づいて設置された「やまぐち犯罪のない安全で安心なまちづくり推進協議会」において、防犯に関する施策を推進するため、毎年度、取り組み方針を策定されており、同様に防府地区防犯対策協議会においても、活動重点や実施事項が毎年決定されております。

まずはこれらの方針等を基本的な考え方といたしまして、引き続き、警察や地域、事業所、関係機関、関係団体と連携して啓発活動等に取り組み、市民の皆様の防犯への意識向上に努めてまいりたいと存じます。

以上、御答弁申し上げます。

○議長（松村 学君） 教育部長。

○教育部長（原田みゆき君） 続きまして、私からは、3点目の御質問についてお答えいたします。

小・中学校施設における防犯カメラについてでございますが、現在、学校施設は地域の拠点としての役割を担っていることや、地域に開かれた学校を推進していることもあり、地域の方や学校関係者だけでなく多くの方が出入りされることから、不審者が紛れ込む可能性も考えられます。

防犯カメラを設置すれば、その監視対象には児童・生徒も含まれることとなりますので、個人情報の扱いには慎重を期さなければなりません。防犯カメラの設置は不審者の侵入

を防ぎ、犯罪を抑止する効果も期待されるものと存じます。

現在、防犯カメラを設置している学校は小学校2校、中学校3校であり、平成29年3月議会での御答弁以降、新たに設置した学校はございませんが、社会情勢といたしましても、防犯カメラは各所に設置されておりますので、引き続き、小・中学校施設における防犯カメラの効果的な設置・運用方法等につきまして学校と協議をしてまいります。

以上、御答弁申し上げます。

○議長（松村 学君） 総務部長。

○総務部長（末吉 正幸君） それでは、最後に私から4点目の御質問についてお答えいたします。

市の公用車にドライブレコーダーを設置し、防犯パトロールと職員の安全意識の向上を図ってはどうかというお尋ねでございましたが、ドライブレコーダーは事故が発生した場合の原因や責任を客観的に解析できるツールということで、またドライバー自身の交通安全意識を高めるものとして、昨今、急激に普及が進んでいるところでございます。

また、議員御案内のとおり、交通事故だけでなく犯罪の抑止効果も期待できることから、ドライブレコーダーの導入を進める自治体もあるようでございます。

現在、本市の公用車につきましては、消防車両以外にドライブレコーダーを設置している公用車はございませんので、今後、先進事例を参考にしながら、段階的にドライブレコーダーの設置を進めてまいりたいと存じます。

以上でございます。

○議長（松村 学君） 11番、山田議員。

○11番（山田 耕治君） ありがとうございます。それでは、再質問させていただきませんが、市民の防犯意識の高揚、防犯環境の整備の必要は、本当に市民の皆さんはとても重要なことというふうに考えているのは、先ほど言わせていただきましたが、このような、要は市民ニーズ、防犯に特化してこのようなアンケートを例えば実施するという試みはどうでしょうか。

今と昔、昔と今とでは犯罪に遭う可能性が高くなったと感じられる、感じている市民はどれぐらいいらっしゃるのか、このようなアンケートを実施するだけでも、市民の皆さんの防犯意識の高揚につながるのではと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（松村 学君） 生活環境部長。

○生活環境部長（岸本 敏夫君） 今のところ単独でアンケートをするということは特に考えておりませんが、先ほどの答弁の中でもございました防府地区の防犯対策協議会等でいろいろ意見を聞いたりとか、参考にしたいと思っておりますし、ほかにいろいろアンケート

するときに、あわせてアンケートをすとか、いうことも必要ではないかと思っております。

○議長（松村 学君） 11番、山田議員。

○11番（山田 耕治君） ぜひ、やはりここは、例えばこれに特化することで、市民の皆さんの防犯意識の高揚につながるわけです。ほかのと一緒にしますと、やはりここはぶれてしまう。そこは真剣に考えていただきたいということは要望しておきます。

防犯基本計画のことです。やはり県を中心にやられているみたいですが、確かに防府市も犯罪の少ない安全で安心なまちづくりを推進して、もって、市民が安心して暮らすことのできる安全な地域社会の実現に寄与することを目的とした、防府市犯罪のない安全で安心なまちづくり条例が確かにございます。

しかし、市民生活に危害を及ぼす犯罪を未然に防止し、市民が安全に、かつ安心して生活できるまちづくりには、政策目標や目標実現のために必要な施策をしっかりと計画に落とし込み、市民や団体と協働して進めていく必要があると思います。

現在、総合計画の中の分野別計画第1章に、「自然環境への優しさと暮らしの安全を大切にすまちづくり」とうたっています。ここでは8つのリーディング事業があるわけがございます。この8つの中で、一番取り組まなければいけない施策は何だと思いますか。全部って答えるんですけど、やはりここには分析が必要なんですよ。

例えば、私の考えを押しつけるのはどうかと思いますが、参考までに聞いてください。市民の満足度の高い施策、例えば豊かで美しい自然が身近にあると思う、この市民の割合は80%です。ほぼ皆さんがそう思われているわけがございます。

ですから、今の現状をできるだけ維持する。もちろん維持しながら向上させることも大切ですが、リーディング事業での着眼点は、やはり50%を割る市民の満足度をどう上げていくか。50%を割る中で、平成22年からのポイントで、平成26年度のポイント差が少ないもの、この8つのリーディング事業、市民満足度の50%を切る中で、ポイントが上がっていない事業は何ですか。失礼ですね。

これが、私が質問している交通安全、防犯対策の推進ですよ。ぜひそのような見方で総合計画を分析して、PDCAを回してくださいよ。この点はどうでしょう。

○議長（松村 学君） 生活環境部長。

○生活環境部長（岸本 敏夫君） 今おっしゃったとおり、満足度が低いものは当然満足度を上げていかなきゃいけないと思っております。

今おっしゃった中でも、特に交通安全はかなり啓発とかいうのは進んでおりますけど、防犯というのは余り啓発とか、そういうのも進んでいないんじゃないかというふうには感

じております。

先ほど申しました防府地区防犯対策協議会でもいろいろな取り組みをしておりますけど、その中身も余り知られていない部分もありますので、その辺の周知とか意識啓発とか、その辺には力を入れていかなければいけないというふうに思っております。

○議長（松村 学君） 11番、山田議員。

○11番（山田 耕治君） 先ほど刑法犯のところでありましたが、これは刑法犯と言えば一般刑法犯も入れてのお話、数値と認識しております。若干下がってきております。半分以下になっているので、これはいいことなんですけど、そうは言ってもしっかりそこには目を向けなければいけないというふうに思っております。

先ほど交通安全の話もありましたけど、残念なことに事業を推進する中で、職員の関心を向上させることは大事なんです。でも実際そうになっていないんですよ。

先般、事務連絡としてラックの中に残念なお知らせが入ってございました。ここは深く言いませんけど。残念なことに酒気帯びで捕まっておられて検挙されておりましたが、これももし職員さんが、その職員さんが、子どもさんをひいていたら、けがをさせていたら、自分の孫だったら許せますか。私の孫がそのような事故に遭遇したら、私が犯罪者になるぐらい気が動転しますよ。

だから、条例はあっても理念条例なんです。しっかりと計画に落とし込むことが必要と考えますが、市長、どうでしょう、御所見をお願いいたします。

○議長（松村 学君） 市長。

○市長（松浦 正人君） 私に所見をとということですが、私も議員のお気持ちと全く一緒でございましょう。ほとんどの人がそうではないかと思えます。

したがって、繰り返し、巻き返し、そのようなことのないように注意喚起をしていくということが何より大切であろうと、このように思っております。

○議長（松村 学君） 11番、山田議員。

○11番（山田 耕治君） ここはやはり真剣に考えていただきたいということは、要望しておきます。

そして、小・中学校の防犯カメラでございます。私、毎度、いつも言うようですが、防府市の子どもは防府市の大人が守る、しっかりここは、前回質問してから1個も増えていないと、これもどうかと思えますよ、本当に。

ここは私、会派で視察に行かさせていただきましたが、大和郡山市さん、これも議員提案で一般質問でされたらしいです。その後、市長さんが「積極的に対応したい」と、一言言われたらしいです。そして、大和郡山市さんは、小学校、中学校、そして幼稚園全てに



防犯カメラを設置されております。

もちろん個人情報等の問題もあるかもしれませんが、「大和郡山市防犯カメラの設置及び運用に関する要綱」というものを作成されております。そこでしっかりやられております。

いつも本当に言うようですが、防府市の子どもは防府市の大人が守る。ぜひ前向きに取り組んでいただきたいということは要望しておきます。

最後に、ドライブレコーダーの話でございます。

先般も、山陽自動車道ですか、宮島サービスエリアのところでアンケート調査をしたというのを中国新聞に掲載されていましたが、やはりあおり運転等もございます。職員等を守るという上でぜひ設置していただきたい。私も実は、一般質問するからには自分自身がつけなければいけないと思ひまして、自分の車にドライブレコーダーを設置しました。

確かに意識的には安全意識の向上にはつながると思ひますんで、実感しておりますんで、ぜひつけていただきたい。ここ、先ほど言いましたが、大和郡山市さん、公用車141台中46台、既にドライブレコーダーをつけていらっしゃる。今後リースの更新があるときには全て取りかえるということでしたが、今のリースの車と、実は、ドライブレコーダーを設置するだけで費用がどれぐらい変わるんですかというふうにお尋ねしますと、数百円だそうでございます。これはぜひ僕は早急にでも、先ほどは前向きな答弁をいただきましたが、つけるべきではないかというふうに思ひますが、市長の英断をお願いしたいと思ひますが、いかがでしょうか。

○議長（松村 学君） 市長。

○市長（松浦 正人君） 先ほど小・中学校の防犯カメラ、それから公用車のドライブレコーダー、後事を託す者にしっかりと伝えていきたいと思っております。

○議長（松村 学君） 11番、山田議員。

○11番（山田 耕治君） ありがとうございます。今後の市の対応に対して期待して、私の質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（松村 学君） 以上で、11番、山田議員の質問を終わります。

---

○議長（松村 学君） 次は、24番、今津議員。

〔24番 今津 誠一君 登壇〕

○24番（今津 誠一君） 「自由民主党市政会」の今津誠一でございます。通告に従ひまして、質問をさせていただきます。中小企業支援センター（仮称）ハウフ・ビズの創設についてお尋ねをいたします。

地方創生の本丸は中小企業の振興であるとの確信のもと、その具体策として、中小企業の売り上げ増進を括目すべき成果を上げている富士市の産業支援センター、エフ・ビズをモデルとしてハウフ・ビズの創設をすることこそ、防府市再生の唯一、最短の道であると、これを提案しておるところであります。

今回が6回目の質問となります。今回の質問は、これ一本でございます。したがって、60分一本勝負の覚悟で質問に立っております。市長から、これに関し、全権を委任されました副市長に、ぜひ、腹を据えて、創設の英断をしていただきたい。切れのある回答を期待いたしまして質問に入らせていただきます。

去る10月27日、産業建設委員会は、委員全員と所管の白井部次長を伴い、富士市のエフ・ビズを視察してまいりました。図書館の一角にある当センターで、センター長の小出宗昭氏から直々に話を伺うことができました。小出氏は極めて多忙な方ゆえ、てっきり代理の方が対応されるものと思っておりましたので、大変驚くと同時に感激もしたわけですが、小出センター長のハウフ・ビズの創設への熱い期待も感じることもできた次第です。

私は、昨年の11月に、小出氏の講演を聞き、また、小出氏の著書も何冊か読んで、エフ・ビズについてある程度の知識はありましたので、今回の私自身の視察の目的は、市が創設に関し抱いている2つの懸念。つまり、1つは、ハウフ・ビズを創設する際に、エフ・ビズ同様の人材を果たして確保できるかどうかという懸念。それから、2つ目に、ハウフ・ビズを創設した際に、エフ・ビズ同様の成果を果たして上げることができるかどうかという懸念。この2つの懸念を払拭することでしたが、十分に、その目的を果たすことができたと思っております。

小出氏は、開口一番、このように申されました。エフ・ビズやその姉妹ビズは中小企業の売り上げに確実な成果を上げ続けている支援機関である。このことは瞭然たる事実であり、調べればすぐわかることで、このことを前提に、これからの話を聞いていただきたいと。

続いて、これまで、全国に11の姉妹ビズを立ち上げているが、そのいずれもが、企業者から好評を得ていると同時に、成果も上げている。これだけ成果を上げている支援機関は日本全国どこを探しても存在しない。エフ・ビズとその姉妹ビズが唯一と言っていい。県のよろず支援拠点とは人材や成果の点で雲泥の差がある。中には、相談の予約が1年半待ちという所もあります。昨年の12月に創設されたエフ・ビズも行列のできる支援センターとして全国から注目されています。

さらに、ビズモデルは、自治体のみならず、マスコミ、経済専門誌、また、国からも注目をされている。そのようなことから、今、全国で、ビズ創設に踏み切る市町が加速度的

に増えている。来年2月までに創設が決まっている姉妹ビズは3カ所、センター長の募集を開始している姉妹ビズが3カ所。これらが開設されると、全国で都合17の姉妹ビズが誕生することになる。

問題の人材の確保の方法については、募集、選任は全てエフ・ビズセンター長の小出氏がかかわられ、エフ・ビズやオカビズのサポートに沿って行うので、全く心配には及ばない。全国からセンター長を募集すると、信じがたい人材が応募してくるそうです。

例えば、年収3,200万円の一流企業の役員が年収1,200万円のセンター長職に応募してくる。どういう気持ちで応募してくるかということ、今後、日本の経済が持続的に成長するには、地方の中小企業の発展が不可欠である。よって、地方の中小企業を発展させなければならないという使命感を持って応募してくるそうです。年収よりもやりがい求めて応募してくるとのことです。

私は、視察から帰って、すぐに、小出氏が言われるとおり、全国11カ所の姉妹ビズが優秀な人材を確保しているか。成果は確実に上がっているかを検証するため、11カ所のビズに調査票を送り、回答をいただきました。それによると、それぞれのビズには、全てピッカピカのセンター長が配置されており、また、成果についても、設立後、間がないビズはこれから検証を要するが、相談者からの好評を得ている。それ以外のビズは確実に成果が上がっているとの回答でした。

さて、副市長は、中小企業の振興については、知見が豊富ということで、ホウフ・ビズの創設に関し、市長から全権を委任されたわけですが、今回の視察の報告を白井部次長から受けたと思いますが、どのように聞かれたでしょうか。

また、今回の視察の結果や姉妹ビズへの調査の結果から、市が抱えていた懸念が完全に払拭されたわけですが、地方創生戦略の最上位の具体策として開設を英断し、開設に向けてスピーディーに指導してもらいたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（松村 学君） 24番、今津議員の質問に対する答弁を求めます。副市長。

〔副市長 村田 太君 登壇〕

○副市長（村田 太君） 副市長への御質問ですので、私から御答弁申し上げます。

まず、産業建設委員会の富士市産業支援センターへの視察報告をどのように聞いたかとの御質問についてでございます。

ただいま、今津議員からも視察状況についてお話をお伺いしたところでございますが、富士市産業支援センター、通称、エフ・ビズが全国から注目されている大きな理由は、中小企業また小規模事業者が抱えるさまざまな課題に対し、単なるアドバイスではなく、具体的な解決策を提案し、いわゆる、伴走型のコンサルティングにより、成果を出し続けて

いることにあると理解しております。

また、全国の自治体に拡大しているエフ・ビズの姉妹ビズの開設におきましては、エフ・ビズの小出センター長のプロ目線の面接審査により、有能な人材の選定が行われ、さらに、採用されたセンター長等に対するエフ・ビズでの長期の実地研修や定期的なアドバイスによる支援体制が取られているとのことであり、非常に高いレベルのコンサルティングが期待できる支援機関の開設手法であると感じているところでございます。

今津議員が実施されました11の姉妹ビズに対する調査結果におきましても、自治体等の規模によりまして、人員体制や相談件数は異なるものの、それぞれのビズで、具体的な、十分な成果が得られておりまして、中小企業支援策としての有効性を学ばさせていただいたところでございます。

次に、ハウフ・ビズ創設の決断についてとのお尋ねでございます。

現在、防府市におきましては、防府商工会議所や金融機関等が中小企業、また、小規模事業者の身近な相談窓口となっております。その中核でございます防府商工会議所の中小企業相談所におかれましては、県内でもいち早く国の経営発達支援計画や経営革新等支援機関の認定を受けられ、経営状況分析や販路開拓、創業・承継支援、事業資金の斡旋などの多様な課題の解決に向け、経営指導の強化に取り組んでおられ、相談件数は年間2,000件になると伺っております。

しかしながら、中小企業者等を取り巻く環境は、IT技術の進歩等を背景に、消費者のニーズの変化や販売方法の変化、生産性の向上が求められるなど、劇的に変化をしており、市内企業の抱える複雑化、高度化する経営課題の解決に向け、さらなる中小企業振興策の必要性を感じていたところでございまして、エフ・ビズモデルの導入は、こうした変化に対する支援分野の広がりや厚みを増すことになると考えております。

このため、現在、防府商工会議所と防府市にふさわしいエフ・ビズモデルによる高度なコンサルティング機能の導入に向けた協議を行っているところでございます。ここでの検討状況を、今後、防府市中小企業振興会議に御報告させていただき、また、御審議をへた上で、本市にふさわしい新たな中小企業支援機能のあり方について方向づけをしてまいりたいと考えているところでございます。

以上、御答弁申し上げます。

○議長（松村 学君） 24番、今津議員。

○24番（今津 誠一君） ありがとうございます。副市長には、約2カ月前だったかと思いますが、この本を読んでもいただきました。

小出宗昭氏が著されました「地元の小さな会社から「稼ぐ力」を掘り起こすワンストップ

ブ・コンサルティングの実践」と。こういう本です。非常に短い時間で読んでもらって返してもらいましたが、ただいまの副市長の答弁を聞きまして、エフ・ビズについてよく勉強されて、理解も深めておられると感じました。既に、ハウフ・ビズ導入に向けて、関係機関との協議も行っていると。こういう回答でしたが、すばらしい英断をされたと理解をしております。最大の評価と感謝を申し上げたいと思います。

今後、防府市中小企業振興会議において方向づけをしていきたいということですが、会長の有村山口大学教授は、昨年、小出氏の講演を企画された方ですし、エフ・ビズを大変評価されている方なので、いい考えだと思います。

余談ですが、視察の前に、実は、有村教授と会って、エフ・ビズの創設について相談をしました。その際、視察の話をしてしましたら、自分もぜひ参加させていただきたいと申しました。その日は、たまたま授業と重なって実現には至りませんでしたけども、積極的な協力が得られるものと思っております。

今後、方向づけと同時に、クリアすべきさまざまな課題があると思います。これらについては、まず、白紙の状態、エフ・ビズセンター長の小出氏と会って、そして、相談をしながら進めていくのがベストではないかと思っております。そういう意味で、早急に小出氏と会っていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（松村 学君） 副市長。

○副市長（村田 太君） 1つの御提案として受けとめておきます。今、お答えしましたように、まず、市議会で作られております審議会ですか、防府市の特色でもあると思いますので、そちらに商工会議所と実態に即した検討もした上で、まず、方向づけをしっかりとした上で、その上で、そうした要素も含めて検討すればいいのではないかなど、今、思っておりますが、優先的には、まず、今お答えした流れの中で進めていきたいと思っております。

○議長（松村 学君） 24番、今津議員。

○24番（今津 誠一君） その点について、ちょっと、私と考えが違うところがあるんですけども、やはり、このエフ・ビズ創設については、とにかく、エフ・ビズの協力がないとこれはもう絶対に前に進まないことなんです。こちらで、あらかじめ方向づけ云々といったところで、やっぱり、エフ・ビズと、もう直に会って、そして、そういった創設に関してはベテランの方ですから、いろんな課題についても全て熟知をされておると思います。そういうことで、まず、私は、小出センター長と会うのが、まず、第一手ではないかというふうに思うので、その辺のところをよく考えてもらいたいというふうに申しておきます。

それから、副市長は、5月に、市長選挙に立候補されるということで、これから、大変忙しくなるとは思いますけども、副市長がめでたく当選を果たして、市長として帰ってこられるまで、その間、怠りなく準備を進めなくてはならないと思います。

したがって、その間は、所管の産業振興部の白井部次長はもちろんです、地方創生の総合戦略にかかわることなので、総合政策部の部次長あたりをその任に着かせて準備を進めていただきたいと思います、いかがでしょうか。

○議長（松村 学君） 副市長。

○副市長（村田 太君） 今の御質問とか、選挙とか、そういうのにかかわらず、もう既に、今担当がおりますし、連携をとって、今進めておりますので、これまでどおり進めていこうと思っております。

○議長（松村 学君） 24番、今津議員。

○24番（今津 誠一君） 創設の決断はしたけれども、なかなか前に進まないでは困りますので、着実に前進するように体制を固めてほしいと思っております。

きょうは、すばらしい回答をいただきましたので、今後の質問の大幅な省略と修正が必要になりましたが、ここで質問を終えるべきかどうか迷っておりますが、所管以外の職員にも、また、議員の皆さんにも、また、市民の皆さんにも、ビズについての理解を深めていただく意味で、おさらいをちょっとさせていただけたらと思っております。

先ほどの調査票についてですけども、全国11ビズに調査票を送り、回答をいただきました。特に、人材確保と成果について検証をしたわけですが、ざっと項目を挙げています。

- 1、開設年月日
- 2、開設までの経緯と苦心された点
- 3、開設までエフ・ビズとどのように連携して進めたか
- 4、センター長やスタッフの能力に対する評価
- 5、センター長を含め、スタッフは何人体制か
- 6、年間の運営経費
- 7、開設運営費に補助金を出しているか
- 8、ビズの成果について
- 9、中小企業者の評価
- 10、商工会議所との関係
- 11、開設の際のアドバイス

と、11項目にわたって調査をさせていただいたわけですが、全部紹介するわけにはいきませんので、この9点目の中小企業者からどのような評価をいただいておりますかとい

うことについて、ちょっと御報告をしておきたいと思います。

まず、創設の古い順に報告いたしますと、2013年創設の愛知県岡崎市のオカビズ。相談に占めるリピート率は約8割と多くの方のニーズにお応えできている状況と認識している。2016年に行ったアンケートによると、オカビズの相談の結果、前向きな気持ちになれた、チャレンジする意欲が出たかという質問に、とても当てはまる、まあ当てはまると回答した割合が8割を超え、事業者の挑戦意欲を湧き立たせることができていると言える。

熊本県天草のアマビズ、2015年設立。相談対応に87%が満足、12%がどちらでもないと回答。また、成果があったかとの問いには、64%が成果があった、33%がどちらとも言えないと回答しており、全体的に評価はよいと考えている。

それから、2016年4月創設の長崎県新上五島町、シマビズですが、これは、現在、調査中ということです。

それから、2016年の7月創設の岐阜県の関市、セキビズですが、事業者からは、アドバイスの切り口や着眼点がとてもよく、新商品開発につながった。自分の強みを引き出してくださり、自信につながった。方向性が定まり、前進できましたなどの評価をいただいた。

2016年7月創設、静岡県裾野市のスソビズ。利用されている方からは、こういう相談ができる場所がほしかったとの声を聞く。

2016年12月創設のフクビズ、福山ですね。2017年1月に実施した相談者アンケート結果によると、99%がとてもよかった。または、よかったと回答し、94%が知人に紹介したいとの回答をいただいている。

ひむかビズ、日向市です。リピート率が7割である点から、中小企業者への継続的なアドバイス支援ができていると考えられる。

2017年2月創設、大東市。好評をいただいております、継続的に相談され、次々に、新しいチャレンジをされている企業様も多くいらっしゃいます。

福岡県直方市、エヌビズ。これから調査をするということ。

それから、2017年7月創設の長崎県の大村市のオービズ。おおむね満足されているという評価をいただいております。

最後、2017年8月創設、壱岐市のイキビズ。アンケート回答者のほぼ全員がイキビズの相談対応について、満足、ほぼ満足と回答いただいている。また、相談者の9割以上がリピートしていただいております、これも満足度のあらわれと考える。

以上です。このように、非常に、全体的に見ても評価が高いというふうに感じておると

ころでございます。

それから、もう少し時間がありますので、もう少しおさらいをしたいと思いますが、オカビズが活動報告書というのを発行しておりまして、ここに、エフ・ビズセンター長の小出氏が小文を寄稿されておられますが、この中にエフ・ビズの特徴がよく示されていると思います。

ビズモデルは、どの地域でも汎用できるモデルとして地方創生の1丁目1番地として評され、注目を集めている。その第1号として、2013年に開設したオカビズの成功により、その汎用性が実証されたことを受け、一気に導入を検討する自治体が増えた。最大の特徴は、現状分析や問題点の指摘ではなく、相談に来た事業者の長所を見つけ出し、それを生かした具体的な知恵を出し、ITやデザイン、ブランディングなど、それぞれ専門のプロたちとチームで継続的に売り上げアップをサポートしている点である。

それから、もう一方、内閣官房地域活性化伝道師の木下斉氏ですが、これも、オカビズの活動報告書に寄稿しておられます。この方は、1982年東京生まれで、ですから、まだ、現在、35歳だと思いますが、早稲田大学高等学院在学中の2000年に、全国商店街合同出資会社の社長に就任。早稲田大学政治経済学部卒業後、一橋大学大学院へ進学。著書に、「地方創生大学」、東洋経済新報社、「稼ぐ町が地方を支える」、NHK新書、「まちで潤う方法論」、学芸出版等多数著書がありますが、オカビズの評価という寸評の中で、このように述べておられます。

中小企業を支援する事業は、国と地方それぞれが多額の予算を投じて行っています。しかし、その多くは事業改善等の成果が乏しく、中小企業のための支援ではなく、むしろ、支援者のための支援事業なのではないかと首をかしげる事例も少なくありません。そのような中、オカビズは、以下の2点について高く評価できる。

1、適切な人材が生み出す高いパフォーマンスの中小企業支援拠点であること。オカビズは、開設後、着実に相談件数が増加し、3年目に2,000件を超えたのは驚異的です。さらに、リピーターが多いのも中小企業者から高く評価されている証拠だと思います。また、他の機関と比較して充実しているとは言いがたい限定的な予算、人員体制にもかかわらず成果を上げている点。レバレッジ効果が高い点も高く評価するべきだと思います。今後は、スカイプ等の遠隔アドバイスを活用し、全国に点在している優秀な人材や他の支援拠点のトップコンサルと連携した新しい、新たな支援メニューの拡充にも取り組んでいただきたい。

2点目は、補助金よりも利益創造型支援によって地域企業を成長させているということ。補助金案内ばかりする中小企業支援よりも、例えば、販路を紹介した上で新商品開発に着



手したり、ウェブデザインの見直しのサポートをして売り上げを増やしたりして、利益創造を行うほうが健全な企業発展をさせ、地域経済活性化につながる。

実は、中小企業者自身もそれを望んでおり、オカビズがそれを実現している点も高く評価している。今後は、売り上げ増加に応じたレベニューシェア、レベニューは利益という意味です。利益を分け合うことによる上級支援メニューなど、センター独自の収入をつくり出すことができると、サービス投資を行う体制が構築されるので、予算だけに依存せず、すばらしいと思う。

最後に、全国への使者として、オカビズの事例から全国で実効性の高い中小企業支援を展開するためには、従来から組織などに所属している人材ではなく、能力のある適切な民間人を積極的に登用することが大切です。これは、県のよろず支援拠点等のことを指しているのかと思います。

以上、エフ・ビズの理解を深めていただくためにおさらいをさせていただきましたが、きょうは、副市長からすばらしい回答をいただきましたので、格別においしい酒が飲めると思っております。防府市の全ての中小企業者の売り上げ増進を祈って乾杯をしたいと思います。

以上、終わります。

○議長（松村 学君） 以上で、24番、今津議員の質問を終わります。

---

○議長（松村 学君） 次は、1番、曾我議員。

〔1番 曾我 好則君 登壇〕

○1番（曾我 好則君） 「自由民主党」の曾我好則でございます。それでは、通告にしたがいまして大きく3つの質問をさせていただきます。

まず、コンパクトなまちづくりに向けた取り組みについてです。

まちづくりを進めるに当たっては、個別の事業を場当たりの行うのではなく、市全体を見渡して、ハード、ソフトにわたるまちづくりのグランドデザインを描き、それに基づく具体的な取り組みを取りまとめた上で、各種事業を計画的に進めていくことが重要であると考えております。

こうした中、国では平成26年に都市再生特別措置法を改正され、市町村がそれぞれの都市全体を見渡して、医療、福祉、商業などの都市機能を誘導する区域と居住を誘導する区域を定めるとともに、これらを誘導するために市町村が講ずべき施策を立地適正化計画として定めることができるとされたところです。

この立地適正化計画は、都市計画マスタープランの高度化版と呼ばれるように、まさに

私の考えていたグランドデザインに当たるもので、ぜひ本市においても積極的に取り組んでほしいと思っておりましたが、県内他市において取り組みが進む中、我が防府市ではなかなか取り組みが進まないことに、ある意味、焦りを感じているところです。

このため、前回、防府市の今後のまちづくりについて質問をしたところ、現在、マスタープランの見直しを行っており、将来の都市像の骨格を定めることとしており、今後、立地適正化計画を策定し、少子高齢化に対応した持続可能な都市に誘導していくことを考えているとの答弁がありました。

また、再質問に対しては、国土交通省が公表している平成29年7月末時点での立地適正化計画の作成状況には、全国で357都市が立地適正化計画について具体的な取り組みを行っているとして記載されており、本市もその1つとして記載されているとの答弁もありました。

本質問では、今後策定すると言っておきながら、再質問では、具体的な取り組みを行っていると言われ、ある意味、矛盾があるのではないのでしょうか。私も県に在籍していたので、国が市の取り組み状況を公表する際のプロセスは知っておりますが、国が市の取り組みを公表される場合は、国から市に対して問い合わせを行い、それに対して、市が取り組んでいると回答されたものを公表していると認識しており、そうだとすれば、市民や市議会に対し、何の説明もなく将来の防府市の方向性を決める新たな取り組みに着手されたこととなります。それを市民にお知らせすることもなく、国に対するパフォーマンスだとすればいかがなものでしょうか。

ここでお尋ねいたします。なぜ、市民や議会に説明されることなく国に対して具体的な取り組みを行っていると言われたのでしょうか。また、市が立地適正化計画に具体的に取り組んでいるのであれば、これまでどのような取り組みを行い、現時点でどのような状況になっているのでしょうか。さらに、今後、どのようなスケジュールで、どのようなプロセスで取り組みを進めていく予定なのでしょうか。御所見をお伺いいたします。

○議長（松村 学君） 1番、曾我議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 御質問にお答えいたします。

御案内のとおり、まちづくりを進める上で、まちづくりのグランドデザインを描き、それに基づき各種事業を計画的に進めていくことは重要なこととございます。我が国は本格的な人口減少社会に突入し、本市におきましても、今後、人口が減少すると予測されることから、これまでの拡大を基調とした施策から転換を図り、持続可能な都市となるよう、まちづくりのグランドデザインともいえる都市計画マスタープランの案をまとめ、先月、

パブリックコメントを実施したところでございます。

都市計画マスタープランは、都市計画を決定する際の基本的な方針として策定するもので、個別の計画を定めるものではございません。したがって、都市計画マスタープランを実効性のあるものとするために、立地適正化計画を策定し、持続可能な都市となるよう誘導してまいりたいと考えております。

国が立地適正化計画に取り組んでいる自治体を公表している件でございますが、国からの調査に対し、策定する方向で検討中である旨を回答したものでありまして、本年9月議会の際に答弁いたしました内容に矛盾はないものと認識しております。

次に、これまでの取り組み状況についてのお尋ねでございましたが、先ほど申し上げましたとおり、人口減少社会におけるまちづくりの指針であります都市計画マスタープランの見直し作業を行っているところでございます。

今後のスケジュール等についてでございますが、現在、見直しを行っております都市計画マスタープランは、議決案件でございますので、次の市議会で御審議いただく予定でありまして、本市の将来都市像の骨格を示してまいりたいと考えております。その後、この方針を踏まえ、立地適正化計画の案について、パブリックコメント、都市計画審議会を経て、立地適正化計画を策定していくこととなります。

以上、答弁申し上げます。

○議長（松村 学君） 1番、曾我議員。

○1番（曾我 好則君） それでは、再質問させていただきます。

市のマスタープランは、都市計画の基本方針を策定するもので個別の計画を定めるものではなく、マスタープランを実効性のあるものにするため、今後、立地適正化計画を策定する。立地適正化計画に関する国の調査に対しては、策定する方向で検討中と回答し、マスタープランについては、現在、見直しを行っており、議会の審議を経た上で市民に対しお示しし、その後、協議会を開催し、立地適正化計画の案を検討し、パブリックコメント、都市計画審議会を経て策定するとのような御答弁であったと思います。

まず、立地適正化計画につきましては、前回の私の質問で、県内の人口10万人以上の市で取り組みを進めていないのは我が防府市のみであり、他市に比べて遅れているのではないのかに対し、先ほども申し上げましたが、国土交通省が公表している平成29年7月末時点での立地適正化計画の作成状況には、全国で357都市が立地適正化計画について具体的な取り組みを行っていると記載されており、本市もその1つとして記載されているとの答弁があったもので、この答弁は、防府市も具体的な取り組みを行っていると言っている、決して他市には遅れは取っていないと捉えるのが常識的であり、今回の御答弁

では、明確に立地適正化計画に取り組んでいないとは言っておられませんが、もし、取り組みを行っていないのであれば、前回の答弁が事実と異なっていたことになるのではないのでしょうか。

また、立地適正化計画を策定する際には、国の都市計画運用指針において、多様な関係者による議論を経て実施されることが望ましいことから、計画の作成実施に関する事項等を議論する場として都市再生特別措置法に基づき市町村都市再生協議会を設置することができるかとされているところであり、これについては、協議会を開催する御予定だと思います。この協議会のメンバーが現在策定中のマスタープランの委員と同じ場合は、現在計画中の将来の都市像の骨格案と同じ結論に至るのかもしれませんが、委員が異なった場合は、その結論も異なることも想定されます。

また、市庁舎移転の際には、防府市庁舎建設基本構想・基本計画検討委員会を立ち上げて検討を進められましたが、パブリックコメントで市民から多数の反対意見があっても、委員会で決まったことだから、委員会との信頼関係からそれを尊重して変えることはできない旨の答弁が過去の議会ではありました。

さらに、市庁舎に関しては、本年4月になって、計画を市内16地区で説明し、市民の意見を聞いておられますが、その中で、駅北ありきではないか、ここまで検討が進んでいるとは思っていなかったとか、駅北で決まったように聞こえる、市民の声を聞いてもらいたいとか、もっと説明が必要だと思う、もっと説明してもらわないと不安が減らない、さらには、市の情報公開が十分ではなかったなどと批判的な意見が多数ありました。

この背景には、本来、計画を定める前に市民に対して十分な説明を行い、市民の意見を聴取し、その意見を委員会に提示した上で議論していただくべきであったものを、その手続きを怠ったために、計画案をある意味、密室で議論して決めてしまったことへの市民の反感であり、この反感がこのような意見につながったものと考えられ、そもそも今回の市庁舎移転の際の取り組みは順序が違ったのではないのでしょうか。

また、市民の意見を委員会に示すことなく委員会を進めたことは、事務局である市の責任であり、委員会に対しても大変失礼な話であったと考えております。

今後のまちづくりにおいては、長い時間軸の中で市民や民間事業者の協力を得ながら進めて行くものであり、さきの市庁舎のような失敗を繰り返さないためにも、立地適正化計画の策定に当たっては議論の内容をオープンにし、さらに段階ごとに市民への説明等を丁寧に行い、市民の理解を深める必要があると考えます。

市庁舎の際の失敗を反省することなく、ある意味、密室で議論を進め、その最終結果をもってパブリックコメントのみを実施し、市民の意見は聞きましたとのパフォーマンスだ

けでは済まされない内容の計画であることを十分認識していただきたいと思います。

ここでお尋ねいたします。今後、立地適正化計画を策定する際に、新たな推進協議会を設立する予定はあるのでしょうか。あるのであれば、どのようなメンバーを想定されているのか御所見をお伺いします。また、市民への説明は、具体的にどのような段階でどのように行われる予定なのか、さらに、その際の市民の意見を推進協議会へどのように伝え、審議していただくのか、そのあたりの協議会運営の考え方について、あわせてお伺いいたします。

○議長（松村 学君） 土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（友廣 和幸君） 御質問にお答えいたします。

初めに、立地適正化計画を策定する際に新たな推進協議会を設立する予定はあるのかとの御質問についてでございますが、防府市都市計画マスタープラン更新委員会は、現在、更新作業を進めております都市計画マスタープランの更新を目的に設置いたしましたもので、立地適正化計画を策定する際には、新たに協議会等を設置する予定でございます。

次に、どのようなメンバーを想定されているのかとの御質問についてでございますが、他自治体の例を見ますと、学識経験者、福祉・医療、交通、建築・建設等の関係団体、国・県等の行政、公募委員などで構成されておりますので、これらを参考にいたしまして、多様なメンバーで構成してまいりたいと考えております。

次に、協議会運営の考え方についての御質問ですが、現在、都市計画マスタープランの更新作業を進める中で、昨年、市民を対象としたアンケートを実施し、本年度に入りまして、市内公立中学校の生徒を対象としたワークショップ、自治会、小学校PTAを対象としたワークショップを開催し、人口減少化における都市の構造について御意見をいただいていたところでございます。

先ほども御答弁申し上げましたとおり、次回の議会では、この都市計画マスタープランの案を上程いたしまして、市民の皆様に公表の後、各地域で説明会を開催する予定ですので、御意見等がございましたら協議会の中で報告していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（松村 学君） 1番、曾我議員。

○1番（曾我 好則君） 再々質問させていただきます。

新たに協議会を設置し、その協議会での取り組みを市民の皆様に説明するという御答弁であったかと思っております。前回の私の質問に対して、市からは、現在、進めている市のマスタープランの更新において、立地適正化計画との整合の取れた内容としている、また、都市機能を誘導する区域は防府駅を中心としたエリアを想定しており、国からは、医療、福

社、商業などの民間施設や市の施設を含めて、その辺でやるべきことは示しなさいと言われていたので、市庁舎についても、当然、記述する必要があると考えているとの答弁がありました。

これを要約すると、現在、見直しを行っている市のマスタープランは、立地適正化計画との整合を図っており、その立地適正化計画には新庁舎についても記述することとなり、それを踏まえると、現在策定中のマスタープランにも新庁舎について記述する必要があると解されます。

一方で、市のマスタープランは、市長の任期終了の間際の来年3月の策定を目指しているとされておられますので、であれば、市庁舎についても来年3月までに結論を出すことになるのではないのでしょうか。市長は、庁舎に関する市民説明会において、結論は急いでいないとの発言を繰り返しておられましたが、その発言との矛盾が生じるのではないのでしょうか。

また、このたび市長は御勇退されるとのことで、今後、新たな市長が本市のかじ取りをされることとなりますが、今後の防府市の中長期的なまちづくりのグランドデザインとなる市のマスタープランや立地適正化計画については、新たな体制で責任を持って策定すべきであると考えます。

ここで伺いいたします。市のマスタープランと立地適正化計画、それと、市庁舎建設基本構想・基本計画の関係とそれぞれの計画等の策定に今後どのように取り組まれるのか、具体的なスケジュールについて伺いいたします。

○議長（松村 学君） 土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（友廣 和幸君） 御質問にお答えいたします。

防府市都市計画マスタープラン、これは基本方針を示すもの、それから、立地適正化計画でございますが、これは市街化区域内に関しての実行計画といえますか、アクションプランというふうに私どもは、今、認識しております。

また、防府市の庁舎については、都市機能の一部であるというふうに考えておりますので、その基本構想・基本計画は、都市計画マスタープランで示す将来都市像を実現するための個別の構想・計画であると認識しております。

それぞれの計画の策定スケジュールでございますが、都市計画マスタープランにつきましては、先ほど答弁いたしましたとおり、次回の市議会で上程する予定です。

次に、立地適正化計画でございますが、新年度に入りましてから策定に向けた協議会を開催し、パブリックコメント、都市計画審議会を経て策定する予定としております。

私のほうからは以上でございます。

○議長（松村 学君） 総務部長。

○総務部長（末吉 正幸君） それでは、庁舎建設に関する事なんですが、御存じのとおり、現在、駅北公有地エリアと現庁舎の敷地の比較資料の作成に取り組んでおります。その結果を受けて、今後、対応していくことになると思うんですが、立地適正化計画に庁舎整備に関する事項をどの程度盛り込むかというところがポイントになると思います。

今後の検討の状況にもよりますが、2つの建設候補地とも、先ほど来、出ております都市機能誘導区域の中に位置づけられるというふうを考えておまして、今後、その時点での整合を図っていきたいというふうを考えております。

以上です。

○議長（松村 学君） 1番、曾我議員。

○1番（曾我 好則君） 来年3月にマスタープランは策定し、その後、マスタープランの実施に向け、新庁舎の位置も含めて立地適正化計画を策定するとの御答弁があったかと思いますが、2つの候補地を立地適正化計画の中に取り組むということは、まずありえないということを申し上げておきます。

市のマスタープランと立地適正化計画の関係は、前回の議会で、私から、国が策定している都市計画運用指針の中で、市町村マスタープランの改定時期を迎えている場合にはマスタープランに立地適正化計画の記載事項も盛り込んで作成することが望ましいとの記載を引用し、立地適正化計画の策定は、市町村マスタープランの改定に先行して策定、少なくとも同時に策定する必要があると申し上げたにもかかわらず、その意見をまるで無視して、当初の予定どおり、市長の任期終了間際の今年度末での策定に向けて、かけ込みでマスタープランを改定されようとしていることは大変遺憾であると思います。

また、先ほど質問の中でも申し上げましたが、マスタープランの委員と立地適正化計画の委員が異なった場合、現在、マスタープランで検討中の将来の都市像と立地適正化計画の都市像が異なることも想定され、そうなった場合は2つの計画等に不整合が生じてしまうことから、やはりマスタープランと立地適正化計画は同時に策定すべきであり、迅速にマスタープランの改定のみを行うことは賛成しかねます。

以上のことから、再度、前回の議会同様に、立地適正化計画とマスタープランは同時に新たな体制で策定すべきであるということを強く申し上げ、この項の質問を終わりたいと思います。

次に、期日前投票に関する質問を幾つかさせていただきます。

10月22日に投開票された衆議院選挙において、投票日の前日である21日土曜日の夕方に期日前投票に行ってみましたが、玄関を入ってから職員のご案内もなく、先の見

えない2階に続く長蛇の列に並んでから投票まで約40分かかりました。

内心むっとしながら、これは一般質問するしかないかと心に決め、投票を終えましたが、その間、私が目にしたのは、高齢者が這うように2階に上がられる姿やところどころにあるソファ等で休まれている姿、職員の付き添いもなく、障害者の方がエレベーターを利用する姿でした。帰り際には職員が案内していましたが、行ったタイミングが悪かったのでしょうか、長く待たれた方が投票所の入り口の再任用風な職員の方に何かを聞かれていましたが、これでも短いほうですと回答された内容から察しても人ごとのような回答で、一般的に、大変お持たせして済みませんというのが模範解答ではないでしょうか。投票所の中の若い職員たちが申しわけなさそうに対応されていましたが、それがせめてもの救いであったような気がいたします。

さらに、玄関に入って長蛇の列を見て、引き返す姿を3組拝見いたしました。これは1階で並んでいた20分足らずの光景です。

市の選挙管理委員会は、これまで投票に行きましようかと宣伝していたにもかかわらず、ただのそれはパフォーマンスであったということしか言えません。実は、全く投票率を上げる気がしていないということしか思いませんでした。

日曜日に来られないから期日前投票に来られ、長蛇の列を見て帰る、その方々は投票されていないというふうに思います。

ここでお尋ねいたします。増加傾向にある期日前投票の過去の人数と割合、今回の1人当たりの平均待ち時間及び期日前投票に来られた方々の経済損益を教えてください。また、その増加傾向に対して、これまで講じてこられた対策を教えてください。さらに、有権者の投票環境の改善策として、期日前の投票所の増設が必要と考えますが、増設するに当たっての初期投資と経費並びに増設する気はあるのかも含めて教えてください。お願いします。

これだけではありません。1階も2階もそうでしたが、職員が仕事されるスペースがオープンスペースになっているため、職員のパソコンや資料がむき出しの状態、これで市民の守秘義務が守れるのかと唖然といたしました。これでセキュリティに問題ないといえるのか、その辺もお尋ねいたします。

○議長（松村 学君） ただ今の質問に対する答弁を求めます。選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（賀谷 一郎君） 期日前投票についての御質問についてお答えいたします。

まず、期日前投票の過去の人数と割合につきましては、過去10年ほどの衆議院議員総



選挙の数字になりますが、平成17年9月11日執行の選挙では、全投票者数が6万3,276人、うち期日前投票者数が7,105人で、全投票者に占める期日前投票を行った割合は11.23%でございました。同様に、平成21年8月30日の選挙では6万7,650人に対し1万2,306人で18.19%、平成24年12月16日の選挙は5万3,438人に対して1万1,270人で21.09%、前回の平成26年12月14日の選挙は4万7,485人に対し1万562人で22.24%、最後に、今回の平成29年10月22日の選挙では5万1,502人に対し1万5,776人で30.63%でございました。

また、今回の1人当たりの平均待ち時間と最長時間、期日前投票で待たれた方々の経済損益についてでございますが、期間の前半に来られた方は、ほぼ待ち時間なく投票できておりましたが、議員御指摘のとおり、期日前投票の最終日である10月21日の土曜日及びその前日には、他数の方に長時間お待ちいただく結果となっております。

1人当たりの平均待ち時間については、そのような状況から、平均何分待ちだったとかは申せませんが、最終日では、平均1時間待ちで、最長2時間程度お待ちいただいた方もいらっしゃるかと推察しております。

待たれた方の経済損益のお尋ねにつきましては、幾らになりますと計算することは大変困難であると存じますので、御理解を願いたいと思います。

次に、2点目のこれまで講じてきた対策についてでございますが、そもそも期日前投票に時間がかかる要因の1つとして、当日投票所では行わない宣誓書の提出が必要になることとございます。この対策といたしまして、入場券はがきの裏面に、宣誓書の様式を印刷したり、市のホームページからも宣誓書をダウンロードできるようにしまして、事前に記入してお持ちいただくようお願いしております。

また、今回の衆議院議員選挙では、お待ちいただいている時間に職員が声かけをしまして、宣誓書に記入をしておられない方に、その場で記入をお願いいたしました。ただ、この宣誓書の提出につきましては、いまだに周知が十分であるとは思われませんので、周知方法について、さらに検討したいと考えております。

また、以前には、混雑した場合に備え、番号札を用意したり、宣誓書記載場所を1階ロビーに設置できるよう準備いたしましたこととございましたので、この方法についても再度検討したいと考えております。

次に、3点目の投票所を増設した場合の初期投資と経費についてでございますが、期日前投票所を増設する場合には、期日前管理システムの導入が必要となります。投票所を現在の市役所と別に1カ所増設する場合の初期費用は、システムを含め、約2,000万円程

度必要になると考えております。

経費につきましては、何日間開設するかにより変わりますが、衆議院議員選挙のように11日間開設するとした場合は、投票従事者の人件費等も含め、約150万円程度必要になると考えております。

最後に、4点目の庁内のセキュリティについてでございますが、議員御指摘のとおり、期日前投票所となっております4号館は、執務室がオープンスペースになっております。平日は職員がおりますので問題はないと思われませんが、土日については職員がおりませんので、従来からシルバー人材センターにお願いして、各階に1名ずつ警備の方を配置しておりました。しかしながら、今回のように選挙人が増えた場合については、目の行き届かない恐れがございますので、市の職員を数名追加して対応したところでございます。

今後につきましても、状況に応じて市職員を配置するとともに、各執務室における机上の整理等について関係各課に要請したいと考えております。

以上、御答弁申し上げます。

○議長（松村 学君） 1番、曾我議員。

○1番（曾我 好則君） それでは、再質問させていただきます。

最長で2時間待ちと簡単に言われましたが、投票所はディズニーランドやUSJではないです。アトラクションもない投票所に、期日前に約1万5,000人来られることは、ここ最近の選挙から推測してわかっていながら、何の対策も講じていないのは行政サービスの怠慢にほかならないと思います。

少なからず、何曜日の何時ごろが混み合いそうとか、ホームページ等で情報提供できるのではないのでしょうか。その怠慢は、1年前に行われた市議選以降の結果を公表していないことにもあらわれております。近隣の3市を調べてみたら、10月22日に行われた衆議院選挙の結果も、山口市と宇部市には既に公表されておりました。

ここでお尋ねいたします。なぜ、1年以上も前の選挙結果を公表していないのか、お尋ねいたします。

○議長（松村 学君） 選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（賀谷 一郎君） ちょっとお尋ねしますが、それはホームページ上の話でございましょうか。それは何の意図もございません。

○議長（松村 学君） 1番、曾我議員。

○1番（曾我 好則君） 済みません。悪気があって聞いているわけではなくて、なぜ公表していないのかということをおちょっと教えていただけますか。

○議長（松村 学君） 選挙管理委員会事務局長。挙手をお願いします。

○選挙管理委員会事務局長（賀谷 一郎君） 済みません。気がついていないだけで、今後、気をつけたいと思います。

○議長（松村 学君） 1番、曾我議員。

○1番（曾我 好則君） 済みません。気がついていないって、誰が見てもわかるので、その辺をしっかりと対応していただきたいと思います。

先ほど経済損益の質問をいたしました、1万5,000人が仮に30分待ち、時給が山口県内の最低賃金である777円として、単純に考えれば約600万円の損益です。

先ほどシステム導入したら約2,000万円と、毎年の維持管理費は150万円ということをお答えされましたが、もし3年前に導入していたら、5年で約3,000万円の損益を出さなくて済んだということになります。

ここでお願いします。再度、それでも早急にシステムの導入をしないのか、お願いします。

○議長（松村 学君） 選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（賀谷 一郎君） システムを導入したいのはやまやまでございますが、実は、市の基幹システム、これは住基システムも同様でございますが、これから共同利用化ということで、その方向性によってやるほうが、今後の管理運営についてもよいという考えで、2019年になって導入を図りたいというふうに考えております。

○議長（松村 学君） 1番、曾我議員。

○1番（曾我 好則君） 住民基本台帳とのシステム連動ですかね、それを広域でやられるということなんで、もっと早くやっておけば、もっとこういうことは利活用できたわけで、今となって、もう2年後に例えばそのシステムを導入する予定があるからまだできないという回答は、やはり行政としては恥ずかしいお答えだと申し上げておきます。

最後にセキュリティの質問をいたしますが、1階には市民課や保険年金課、2階には課税課や収納課がありますが、保険や税金を扱う市役所の中核にもかかわらず、職員のパソコンが普通においてあるのはいかがなものでしょうか。警備もないところに守秘義務は守れるのでしょうか。市民はこれを見て、市役所を信用できますか。

ここでお願いします。来年も同様に同じ場所で期日前投票をするのか、お願いします。

○議長（松村 学君） 選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（賀谷 一郎君） 直近の選挙は2月4日の県知事選挙でございますが、このときは4号館2階が申告事務で使えません。ということで、すぐ上の3階の会議室に持っていこうというふうに考えております。

3階に持っていくというのは、あそこの会議室は大変広いのと、廊下も広い、それと、窓口があまりないというところも利点でございます。一番の問題はエレベーターで、上がったり下りたりされることが危惧されますが、これも案内人を1人つけまして、エレベーターを操作するというので乗り切りたいと思います。

まず、県知事選挙で実験とはなんですけれども、やってみて、どういうふうになるかという方向で、それ以降、また考えたいと思っております。

以上でございます。

○議長（松村 学君） 1番、曾我議員。

○1番（曾我 好則君） 2時間も最大待たれる方に、まだエレベーターでとか、階段で3階まで上がらずということになると、実験でとか、またそういう言葉を言われていたけれども、僕らは、市民は実験の材料ではないんですよ。その辺を申し上げておきます。

期日前投票に来られた方に対して、少なからず私は、長蛇の列に並んでいただき、申しわけない気持ちでいっぱいでした。先延ばしするのが行政の仕事ではありません。市民の安心・安全を守ることや市民サービスの向上を図ることは市の責務であると考えております。このためには、期日前投票を幾つかの場所で開催することが必要と考えます。前倒して実施されることをお願い申し上げ、私のこの項の質問を終わりたいと思います。

次に、新庁舎建設比較検討資料作成支援業務委託について、お尋ねいたします。

3月議会では、防府市庁舎建設基本構想・基本計画の新庁舎建設場所について、駅北公有地エリアだけでなく、現庁舎敷地での案も示すよう全会一致の決議がなされ、また、4月に開催した市内16地区での説明会では、計画の具体性や2カ所の候補地の比較を求める意見が数多く寄せられました。これにより、新庁舎建設候補地である駅北公有地エリアと現庁舎敷地の比較検討を行うこととなり、業務委託を発注することになりましたが、駅北公有地エリアへの移転を前提にした防府市庁舎建設基本構想・基本計画を請け負った株式会社日本設計と随意契約をいたしました。

さきの9月議会の予算全体会で、この案件は随意契約の対象にはならないと強く申し上げたにもかかわらず、随意契約を強行されましたので、あえて一般質問させていただきます。

本市の平成28年度予算の編成方針において、市長は、入札の適正化として、随意契約については地方自治法においても契約の例外的な取り扱いとして位置づけられており、事務処理の指針である随意契約ガイドラインに従って厳格な適用を努めること、また、これまで随意契約を行っている事業について、引き続き随意契約を予定している場合においては、必ず契約内容、仕様、設計内容等の見直しを行い、経費の削減を図るよう努めること

と言われております。

さらにさかのぼり、平成23年度の予算編成方針では、先ほどの文書に加え、なお、随意契約の締結時には相手方との交渉経緯等の説明を求めるので、その経緯を文書として必ず保管することと言われております。

ここでお尋ねいたします。随意契約に至った交渉日時と経緯も含め、随意契約理由をお尋ねいたします。さらに、随意契約を行う場合には、公平性、経済性、適正な履行の確保が伴いますが、どのように工期の短縮が図られ、どのように経費の削減等をされたのか、お尋ねいたします。

○議長（松村 学君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。総務部長。

○総務部長（末吉 正幸君） 御質問にお答えいたします。

新庁舎の建設につきましては、3月議会における新庁舎建設に関する決議や4月に市内全16地域で市民の皆様へ御説明申し上げ、お聞きしてまいりました意見等を参考にして作成することといたしました駅北公有地エリアと現庁舎敷地の比較検討資料につきまして、その資料作成支援業務について委託契約を締結し、業務に着手いたしましたところでございます。

今後、議会の皆様にも随時お諮りし、いろいろと御議論をいただきながら、わかりやすい資料をつくってまいりたいと考えております。

さて、1点目の御質問は、この新庁舎建設比較検討資料作成支援業務委託契約に係る随意契約の理由についてでございましたが、まず、契約交渉の経過について申し上げますと、9月補正予算案の議決を受けまして、早速10月5日に相手方と契約内容についての協議をいたしております。その後、何度か契約内容や仕様にかかる書類等について、電話やメールなどでもやり取りをいたしました結果、10月16日に書類が整いまして、同日、契約締結の決裁を起案し、10月23日に決裁が下りるのに合わせて契約を締結いたしております。

随意契約の理由でございますが、この業務におきましては、本年3月に策定しました防府市庁舎建設基本構想・基本計画の策定過程における防府市庁舎建設基本構想・基本計画検討委員会や市議会等でのさまざまな議論の経過、パブリックコメントで寄せられた市民の皆様方からの御意見等への対応の考え方を十分理解した上で進めなくてはなりません。

そして、2カ所の建設候補地における案等をさらに具体化、詳細化し、計画策定の段階では、検討課題として留保した事項等につきましても、幅広く検討を加えて、両建設候補地の比較検討を可能とする資料を作成していく中で、基本構想・基本計画を煮詰めていくような性格の業務でございます。

契約の相手方とした株式会社日本設計は、平成29年3月までの当該計画策定の支援業務の受注者でございまして、平成27年度に公募型プロポーザルを実施して選定しております。

その選考過程におきましては、業務実績等に加え、企画提案として、現庁舎敷地内での新庁舎の再配置についてと庁舎移転についてという2つのテーマについて、それぞれのケースにおける計画立案の考え方も御提案いただいております、これらのテーマを合わせて、その理解度、創意工夫等について最も優良な評価を受けたものでございます。

同社は、検討委員会の資料を作成し、建設候補地の選定作業が本格化した平成28年1月の第4回目以降、最終の第9回目までの検討委員会に全て出席するなどの関与をしておりましたことから、最終的に成果物に反映されていない部分も含めて、計画の策定過程の全般にわたり、議論の経緯や内容を網羅的に把握していること、これに加えて、検討の過程で使用した資料やデータ等についても管理保有しており、今回の業務においては、そうした蓄積された知見と、この間に練られてきたアイデアを活用して、より円滑、かつ効果的に、効率的に業務を行うことができるというふうに考えております。

さらに、本市の新庁舎の建設は、現庁舎の耐震性能の不足という災害への脆弱性に起因する対応が急がれる案件だけでなく、今後も幅広い観点からの検討を要するものであることから、限られた業務期間内にできる限りの実期間を確保することが求められておりました、質、量ともにより充実した比較資料の作成を行う必要があると考えます。

このようなことから、今回のケースは、その性質、目的が、競争入札に適さないものと判断し、同社に委託することとしたものでございます。

続きまして、2点目の御質問の工期の短縮や経費の削減についてでございますが、今申し上げましたことと重なりますが、工期の短縮については、限られた期間内で、質、量ともにより充実した比較資料の作成が可能と考えております。

また、経費の削減につきましては、業務の仕様に照らしまして、より円滑、かつ効率的に業務を行うことができることなどを考えますと、防府市にとって有利であるものと判断したところでございます。

以上でございます。

○議長（松村 学君） 1番、曾我議員。

○1番（曾我 好則君） 日本設計さんは、全国でも最上位の会社なんで、そこにいちゃもんをつけるわけでは全くないんですが、まずは、なぜ、全て見積もり依頼をしているにもかかわらず、請負金額がどんぴしゃということになっているんでしょうか。9月議会上程するには、8月の少なからず中旬までに予算を計上しなきゃいけないということもあ

って、何でその時期と、今言うと、10月5日から交渉に入ったということでしたが、なぜ、金額がどんぴしゃで一致するのか。

これ、1,500万円の契約金額で、全て見積もりだと思いますが、なぜ、どんぴしゃなんですか。これはどんぴしゃで合うというのは天文学的な数字を一発で当てたということなんで、議会前に何らかの接触があったということが考えられますが、いかがなものでしょうか。

○議長（松村 学君） 総務部長。

○総務部長（末吉 正幸君） お答えします。

先ほど話しました4月の市内の16地区の説明を終えた中で、そのときの課題、そういったものを抽出する中で、庁内検討委員会を、これは大体、月に一、二回程度のペースで、副市長をトップに各部長を委員としてつくる庁内組織ですが、そういったものを頻繁に議論をしてまいりました。そして、6月には、この庁内組織の下部組織として、さらに詳細な検討を行う作業部会というものを設けまして、そういうものを検討するという行なってまいりました。

検討の過程の早い時期から、実は随意契約を想定して動いておりましたのですが、このときに、かなりの仕様というものを固めておりました。その中で、今後、何を行っていくかということも十分煮詰めた上で、9月補正予算の提案内容で業務内容を固めたものでございます。

補正予算の説明の際に、最終的な契約段階でも業務内容の特段の変更がなかったことから、結果として、予算計上と同額での契約になったものではないかと推測しています。

以上です。

○議長（松村 学君） 1番、曾我議員。

○1番（曾我 好則君） 突っ込みどころがたくさんなんですけれども、まず、随意契約を前提にして既に動かれていたということは、全く議会を無視して、市役所みずからが動かれて予算を執行するという形で、議会との関係を損ねるということにもなりかねないと思いますが、その辺はいかがでしょうか。

○議長（松村 学君） 総務部長。

○総務部長（末吉 正幸君） 先ほど申しましたものとちょっと重複するかもしれませんが、まず、本年3月に基本構想・基本計画をつくりました。これを全て廃止して、全く新たな計画をつくるということであれば、議員おっしゃるとおり、やはり入札というものが、対応がベストだというふうに考えておりますが、今回、やろうとしておりますことは、3月に策定しましたこの計画を包含した形で両案比較というものを考えようということ

取り組みましたので、ある程度、その辺は随意契約がベストではないかということを経験しながら進めてきたものでございます。

以上です。

○議長（松村 学君） 1番、曾我議員。

○1番（曾我 好則君） 議会との関係のことは一切触れませんでしたけれども、そこは別に、私は追及するつもりはないんですけれども、随意契約理由ですが、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の、その性質または目的が競争入札に適しない契約をするときを適用したと言われましたけど、その性質または目的とは、契約の内容が競争入札に適しないと判断されたということだと思いますが、前は、同様の内容でありながら競争入札したのに、なぜ今回はそのものしか履行できないと判断されたのか、前回から何がどう変わったのか、その辺について、お尋ねいたします。

○議長（松村 学君） 総務部長。

○総務部長（末吉 正幸君） お答えします。

本答弁と全くかぶるかもしれませんが、前は初めて、今から市庁舎建設をどうするかということを経験するというので、業者提案型、プロポーザル型ということで進めさせていただきました。今回は、何度も申し上げますが、今までつくってきた案の中で、プロセスの中で、現有地でのデータとか、そういったものも全部つかんでおりますので、それと、あとは当然、今までの議論の中で、委員会の中でも出てきて、最終的には結論に反映されなかった部分もあると思いますので、そういったことの知見を有しているということで、新たな業者をお願いするよりは、そのほうがベターであるというふうに判断したものでございます。

○議長（松村 学君） 1番、曾我議員。

○1番（曾我 好則君） 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号を使われるのなら、当該契約者以外の第三者に履行させることが業務の性質上不可能であるかどうかを考慮する必要があります。

ある種の随意契約、ガイドラインには、契約目的を達成するための履行条件を満たすものが契約時点において想定されているか、また、業務内容を熟知しており、信頼度が高いこと、当該業務に精通していること等をもって当該契約を限定していないかと記載してあります。今回の随意契約は、明らかにこの性質に該当しないと思われませんが、いかがお考えでしょうか。

○議長（松村 学君） 総務部長。

○総務部長（末吉 正幸君） 今のガイドラインの話ですが、施行令第2号に関するもの



については、その性質、目的が競争入札に適さないということで、幾つかの例示もされております。

その中の幾つかの例示に、どれに当たるかということは、今回の例では特殊なこういった業務契約というものを委託支援で出すということで、それを途中からまたさらにふくりますという例はなかなか前例がないので、はっきりどの例示に当たるかというのはちょっと申し上げにくいところなんですけど、先ほど来、議論しておりますが、全くりセットして新しい計画をつくるということであれば、議員がおっしゃるとおりだと思います。

ただ、今の延長線上の中、延長といったら言い方が悪いんですけど、包含した中で、さらに現有地の計画も掘り下げていこうということ、それからまた、当然、2案つくるわけですが、残りの反対側に行った場合の跡地利用というものも、そういったところも公共施設マネジメント的な考え方から進めていかないといけないというふうに考えております。

そういったことも含めて、今まで取り組んできた事業者の方との契約のほうがベターではないかなというふうに考えた次第です。

以上です。

○議長（松村 学君） 1番、曾我議員。

○1番（曾我 好則君） 多分、今まで言われたことは、第6号の随意契約理由だと思います。競争入札に付することが不利なものと。現に、契約履行中のものに履行させることにより、履行期間の短縮、経費の削減が確保できる等、有利と認められる場合というのが記載していますので、2号と6号の使い分けをしっかりと市役所の中で考えていただきたいというふうに考えております。

ちょっと話はまた変わりますが、11月23日の日経新聞によると、市長は、少なくとも防府では現庁舎は建て替えないと、50年先を考えれば賢い判断と言えないからだとおっしゃっておりますが、市長が就任され、約20年がたちましたが、20年先の今の状況が果たして市長に見えていたのでしょうか。また、現在地に建て替える気がないなら、なぜ、駅北公有地エリアと現庁舎敷地の比較検討を行う業務委託を発注されたのか。さらに、副市長はまちづくりを継承される市長の後任候補として、あのような発言を受け、どのようなお気持ちでおられるのか、お伺いいたします。

○議長（松村 学君） 市長。

○市長（松浦 正人君） 11月23日の日経の取材を受けたのは、随分前だったような気がしております。定かに覚えがないぐらい前で取材を受けた。それが11月23日に新聞記事になって出ておまして、私は、随分古いなこれは、というような感じで、さらっと読んだだけでございまして、今、議員がおっしゃったようなかかわり合いを感じなが

ら読んだわけではございません。それが1点。

それから、私の存念としては、庁舎建設というものについては随分前の事ですから、そんなに急いでやるものでもなかろうと。その後、熊本の震災などが起こって、地震がいつ、どこで、どこにでも起こり得るということがよくよくわかり、また、庁舎が倒壊したような例も出てまいりましたので、これはいかんなというような感覚になったのは、これはまぎれもないことではございますけれども、それまでは、庁舎の建設というものに邁進するというか、最優先に抱えるよりは、備えはしていく。したがって、貯金は積んでいくが、まだまだほかに、市民生活に直結したいろいろな事柄が優先的に出てくるであろうと、こういう考え方を私自身が持っていたというふうに御理解をいただければと思っております。

以上です。

○議長（松村 学君） 副市長。

○副市長（村田 太君） 質問にお答えをさせていただきます。

市長の御発言の中で、現地はないということだったそうですけれども、今はもう方向が変わっておりますので、9月議会に、議会の議決、それから、市民の皆様の声を踏まえて、2カ所でしっかり比較検討して進めていくということが市の方針になっておりますので、特になくて、今、そういう流れになっているというふうに思っております。

それから、のんびりというか、少しゆっくりでもいいんではないかというようなお話もありましたけれど、やはり庁舎というのは非常に危険な、大切な場所ですので、大事のときにはスピーディな対応もしていかなきゃいけないと思います。そういう意味では、当面対策というか、BCPとかいろいろありますから、当面の対策はしっかり打ちつつ、今、そうした流れになっておりますので、これはまた長期的に、やはり大きな投資ですので、その辺はそういう視点で、今の流れで検討していくと。ただし、緊急対策の辺もしっかり手を打っていくということも大切だと思っております。

以上でございます。

○議長（松村 学君） 1番、曾我議員。

○1番（曾我 好則君） 副市長のほうから、市民に丁寧に説明していくということで、ちょっと時間がかかるということと私は解釈させていただきましたので、それはそれでしっかり検討していただきたいというふうに思っております。

前回の入札では、2者が応札しました。日本設計が受注されましたが、発注した仕様書を拝見しますと、委託金額に3,000万円の上限が設けられて、監理技術者に、技術士または一級建築士を求め、工期が1年半以上もありました。一般的に監理技術者になり得る技術士または一級建築士は、1年で数千万円受注できる能力がございます。

私も県庁時代に、技術士は最低4,000万円分の業務委託を受注するというふうに聞いたこともあります。しかも、仕様書には、業者を選定する評価基準の項目において、予定技術者のところに専任性というのが記載してありました。年割で、平成27年が1,200万円、平成28年が1,800万円のこの業務に専任性を求めたこと自体、誤った発注だったと私は考えます。だから、2者しか応札がなかったということですよ。

この二千数百万円の業務委託に1年半以上も日本設計の一級建築士を専任させると、会社として間違いなく赤字になります。何の知識もなく、いつもと勝手が違う業務委託を発注すると、往々にして間違いが起き得ます。今回の随意契約はしっかり監査のほうで指摘していただき、今後の対応策を考えていただくことで、私の質問を終わりたいと思います。以上です。

○議長（松村 学君） 以上で、1番、曾我議員の質問を終わります。

---

○議長（松村 学君） ここで、昼食のため、午後1時30分まで休憩いたします。

午後0時24分 休憩

---

午後1時29分 開議

○副議長（橋本龍太郎君） それでは、休憩を閉じて、会議を再開いたします。

議長が所用のため、副議長の私がかかわって議事の進行をさせていただきます。

午前中に引き続きまして、一般質問を続行いたします。

次は、5番、宇多村議員。

〔5番 宇多村史朗君 登壇〕

○5番（宇多村史朗君） 皆さん、こんにちは。「自由民主党市政会」の宇多村でございます。通告に従いまして質問させていただきます。

本日は、農業に対する支援ということで、行政と農業協同組合が、農業振興に同様な役割を持っていると考えておりますので、農業振興に関連し、1点、御質問させていただきます。

県内12JAが、2019年、平成31年4月に合併し、全国で5番目となる県内1JAとなり、主たる事務所の所在地を、山口市小郡下郷の県JAビルに置き、名称を山口県農業協同組合とすることが正式に決まったことは、御承知のとおりでございます。

これに先駆けて、本年6月の防府とくち農業協同組合総代会において、現在12カ所の農協支所を、平成30年2月に6カ所に半減する支所再編を行うことも決まっております。

このような中、JAは、みずからの改革実践により、農業者の所得拡大と農業生産の拡

大に向けた取り組みを、今後も永続して実践していくことを宣言しております。

この農業者の所得拡大と農業生産の拡大は、行政の役割である農業振興、地方創生と、その目的が相通じるものであると感じているところでもあります。

今こそ、行政と農業協同組合が連携強化しながら、農業に対する支援のため、力を合わせる時ではないかと考えているところがございます。

本日は、スクミリンゴガイ、通称ジャンボタニシの対策についてお伺いいたします。執行部の皆様方の真摯なる御答弁をよろしくお願いいたします。

まず、ことしの稲作の作況に関することでございますが、本年の管内の米の作況指数は104と、昨年より高く、平成29年度産出荷契約米概算単価も、先日公表され、昨年より約1,000円程度、高く設定されております。例えば、ヒノヒカリの場合、1俵当たりの単価が1万1,280円と、昨年より1,020円高く設定されております。

しかしながら、米を取り巻く環境は、依然、厳しく、特に平成30年からの米の生産調整に国の関与はなくなることから、米の需給の調整、価格維持など課題が多く、生産農家の所得向上につなげるためには、肥料、農薬をはじめ、生産資材についても、JAはその経営努力により、さらに廉価にすることが求められております。

このような状況の中、一昨年から、農協支所座談会などで、ジャンボタニシの被害が報じられるようになり、繁殖力が強く、ジャンボタニシの生息した他地区で使用したトラクターなどから、ジャンボタニシが運ばれ、市内の圃場に広がることから、何とか対策を考えなければいけないなどの声が聞こえてまいりました。

ジャンボタニシの生態は、殻の高さ、50から80ミリに達し、淡水巻貝としては極めて大型であり、巻貝としては歩行速度が非常に速く、雑食性で植物質、動物質を問わず、水中の有機物を幅広く摂食するもので、卵は一見して異様なピンク色で、大変、目立ちます。

行動と食性でございますが、日が暮れると水中から上がってきて、草や用水路の壁に卵を約2カ月から3カ月で数千個産みつけます。このため、昔から気味悪がられております。この卵を産むのがジャンボタニシなので容易に区別できます。卵は約2週間で孵化し、約2カ月で殻高は約1センチから3センチ以上のジャンボタニシになります。

ジャンボタニシは何でもよく食べるため、柔らかい草や、田植え後の約3週間まで、水稻の苗や魚なども食べます。寒さには弱く、大きなジャンボタニシは、土に潜るのが苦手なため、冬季はほとんど死んでしまいますが、小さなジャンボタニシは、越冬し、春には活動することもあるそうです。

ジャンボタニシの卵は、人が食べた場合、苦みもあり、その毒と色彩によって、天敵の

少ない巻貝であります。国内で定着している地域も主に西日本であるとされており、日本へは食用として、1981年に台湾から長崎県と和歌山県に初めて持ち込まれました。外来種であり、世界の侵略的外来種ワースト100リスト選定種の一つになっております。

水田に生息して、稲を食害することがあり、東アジア、東南アジア各地で稲の害虫とみなされております。水中で水生植物等の柔らかい茎や葉を摂食するため、稲がまだ小さいうちに、ジャンボタニシに食べられた田んぼは、まだらになってしまいます。

山口県では、山口県農作物病害虫・雑草防除指導基準の中で、ジャンボタニシ防除対策の指針を示しておりますので、御紹介させていただきます。

ジャンボタニシ防除対策として、まず、新発生地域を増やさない対策として、既に発生した被発生地域から、未発生地域への人為的な貝の移動防止策として、まず、農作業を受託した場合には、発生している圃場を確認の上、貝が移動しないような対策を事前に検討すること。被発生地域で使用した農業機械、資材等は、作業時には十分洗浄するとともに、貝が混入した土の移動も避ける対策を講じることとして、他の圃場への貝の移動を防止することとしております。

また、未発生地では、ジャンボタニシを活用した雑草防除には取り組まないことも指導しております。除草防除を実施する場合は、周辺の水田耕作者の理解を得るよう話し合いをし、同意を得ることが、また、当該水田以外に貝を逃げ出さないなどの措置をとること。当該技術による栽培を中止する場合には、みずからの責任で、貝を適正に駆除することが必要だと指導しております。

また、被発生地域の時期別の検討事項として、水稻収穫後の周期及び田植え前に、反当たり、石灰窒素を20キロから30キロ、全面散布することが有効としております。また、冬季には厳寒期に2回程度、耕起することも有効だと指導しております。

このような、ジャンボタニシを防除するために、本年度、平成29年度から、山口県農業共済組合では、対象薬剤を山口県農作物病害虫・雑草防除指導基準に登録されているジャンボタニシ防除を目的として使用した薬剤に限り、ジャンボタニシ防除用薬剤費の10%、個人の場合は限度額3万円、地域営農集団の場合には限度額9万円を助成する制度を開始いたしました。

また、隣接の山口市においては、既に平成17年10月1日に、山口市山口地域スクミリンゴガイ——ジャンボタニシのことですが——防除対策事業補助金交付要綱を制定し、平成17年度から防除対策を実施しております。

平成19年4月1日に、山口市農作物振興対策事業補助金交付要綱を制定し、平成17年10月1日に定めた旧要綱は廃止されておりますが、新要綱が施行後も、既に交付

決定した補助金については、なお、従前の例によらし、現在は、農業者団体、協議会などの実施主体に対し、スクミリングガイ防除対策にかかわる協議会の開催費用、実態調査の実施費用、防除のための現地実証、総合的な防除対策の推進費用を対象経費、採択基準として、補助率2分の1以内で補助金を交付しております。ただし、防除対策については、県の定めた、山口県農作物病害虫・雑草防除指導基準に準ずることが前提となっております。

また、お隣の周南市においては、合併前の熊毛町から実施していた防除事業を、合併後も周南市全域に当該対策が必要とし、継続して周南市被害防止施設等整備事業実施要綱を定め、ジャンボタニシ防除薬剤購入について、農作物の被害を防止し、農産物生産及び農家の経営の安定を図るため、2戸以上の農家で構成するジャンボタニシ被害防止組織に対し、補助対象として、防除薬剤3種類——キタジンP粒剤、スクミノン粒剤、石灰窒素の購入費用の2分の1以内を条件に、購入費の補助制度を設けております。

採択条件として、防除組織からの防除実施計画を受理した上、ジャンボタニシの被害状況から判断して、市が被害防止が必要と認める地域と判断した場合、また被害防止薬剤の散布、管理が組織的に行われることを条件としております。

また課題として、ジャンボタニシとの共生を望む声もありますが、結果として周辺等への発生拡大につながる可能性があること、また防除対策には地域ぐるみの取り組みが必要であることなどから、水系が同じ場合、また水路から入って拡大するので、引き続き、地域ぐるみでの取り組みが必要だとしております。

周南市の、平成28年度の補助実施実績を調査いたしました結果、補助対象団体、4団体、対象面積14.4ヘクタール、補助金総額約19万円の補助金を交付しております。

先ほど御説明させていただきましたとおり、県においては、ジャンボタニシの被害拡大を防止するため、平成26年度まで、毎年、山口県農林事務所と市で、生息区域、被害の状況を調査し、防除対策に向けた研修会を、JAを含む関係機関と実施しているとのことであります。

平成27年度以降においては、地域において新たな問題等が発生した場合、相談していただければ農林事務所として、合同調査対応を個別に行うとしておりますが、今のところ、それぞれの各市で対応していただくとのことであります。

このような中、近隣市においては、ジャンボタニシ被害は縮小、拡大防止しているとのことですが、逆に防府市では防除対策への取り組みが遅れているためか、被害が拡大しているのではないかとの関係者の声もあります。

そこで、質問いたしますが、以前から防府市でも、田植え後の苗に被害を及ぼすジャン

ボタニシが発生していると聞いておりますが、市として何か対策を講じていらっしゃるか。また、対策として農薬費用にかかる補助金の事業を創設してはいかがでしょうか。スクミリンゴガイ防除対策に対する市のお考えをお伺いたします。

よろしく御答弁のほどお願いいたします。

○副議長（橋本龍太郎君） それでは、5番、宇多村議員の質問に対する答弁を求めます。産業振興部長。

○産業振興部長（神田 博昭君） では、私のほうから御質問にお答えいたします。

スクミリンゴガイは、リンゴガイ科の一種の淡水棲の大型巻貝で、俗に、議員も御案内ございましたが、ジャンボタニシと称しまして、タニシとは異なります。

これより答弁は、ジャンボタニシでお答えしたいと存じます。

議員、御紹介のとおり、ジャンボタニシは、日本へは食用として昭和56年に初めて台湾から長崎県と和歌山県に持ち込まれ、2年間で養殖場が全国に広がり、35都道府県に、およそ500カ所まで設置されました。

その後、ジャンボタニシが養殖場などから逃げ出し、野生化して、議員、御紹介のとおり、稲に被害を及ぼし始めたことから、昭和59年に農林水産省が有害動物に指定し、まずは海外からの輸入を禁止したことや、当初の導入目的であった食用としての需要が伸びなかったことなどの要因で、その養殖場が急速に衰退していきました。

現在でも、野生化したジャンボタニシが、西日本を中心に生息している状況でもございます。

さて、本市のジャンボタニシの発生状況につきまして、山口農林事務所や防府とくち農業協同組合と連携いたしまして、平成25年から現地確認による調査を行っております。

その調査結果を申し上げますと、平成25年当初は、農地の中の生息している面積は、およそ20ヘクタールでありましたが、ことしの調査によりまして、およそ10倍となる約195ヘクタールまで拡大をいたしております。

今後も、ジャンボタニシは繁殖力が強く、加えて天敵が少ないという、そのような理由により、生息域が広がるのが心配されております。

こうした中、先ほど、議員からも御紹介がありましたとおり、本年度から山口県農業共済組合は、新たにジャンボタニシ防除対策の一環として、農薬による駆除の助成を実施されております。その実績を申し上げますと、市内におきましては、11月現在で、申請件数は10件であるとお聞きしております。

こうした支援策制度につきまして、市といたしましても、関係機関であります、防府とくち農業協同組合などと連携して、まずは農家の皆様にしっかりと周知してまいりたいと

存じます。

また、本市のこれまでの取り組みといたしましては、山口県の農作物病害虫・雑草防除指導基準に基づきまして、散布する薬剤の種類やタイミングですね、時期のほか、乾燥に弱いジャンボタニシの性質を利用した、まず水田の畑地化、田植え後の水かさの徹底した管理など、ジャンボタニシの被害を受けにくい環境づくり、住みにくい環境づくりを図ることを、関係機関であります、山口農林事務所や防府とくち農業協同組合と連携して、農家の皆様に、さらに周知を図ってまいりたいと存じます。

一方で、このジャンボタニシをうまく活用されている農家さんもいらっしゃいます。先ほど御紹介があったように、ジャンボタニシは柔らかい草を好んで食すことから、その生態を生かして、逆に稲作における除草対策として活用されている農家さんもいらっしゃいます。

最後になりますが、議員、御提案の農薬の費用にかかる市の補助金についてでございますが、御紹介があったように、山口市をはじめ、近隣市町、いろいろ制度をつくっていらっしゃいますので、まずはその辺のことを研究させていただきたいと思いますが、先ほど申し上げましたように、被害を受けていらっしゃる農家の皆様、それから、このジャンボタニシをうまく活用されている農家の皆様、双方から聞き取り調査などを行い、実態把握に努めてまいりたいと存じます。

以上、答弁申し上げます。

○副議長（橋本龍太郎君） 宇多村史朗議員。

○5番（宇多村史朗君） 御答弁ありがとうございます。

お話を聞きますと、平成25年で、約20ヘクタール、4年経った現在で、約200ヘクタールと、この4年間で10倍に拡大しております。周南市等、周辺の地区を見てみますと、周南の場合は、先ほど申しましたが、被害面積が約20ヘクタールということで、市のほうの対応が、多分、遅れてしまったせいで拡大したということも、ある程度、指摘事項にはなるかなとは思いますが、先ほど部長から答弁のありましたように、今後、ただ抑えるだけではなく、スクミリンゴというか、ジャンボタニシが、除草効果もある有機農業につなげる方法もあるということなので、全部やめろというのではなくて、共生を図りながらという部分もございますので、しっかり新年度において、そういった部分も含め検討していただき、また平成30年度は、なかなか対応が難しいというのであれば、31年度に向けて、積極的に対応していただければと思います。

こちらのほうの件につきましては、また平成31年度に入りまして、その調査の状況、進捗の状況等を、引き続き、お聞きしたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。



早期に防除対策方針を固められて、補助金制度をぜひぜひ再来年度を目標に、実施していただきたいということを要望いたしまして、私からの質問にかえさせていただきます。

終わります。ありがとうございました。

○副議長（橋本龍太郎君） 以上で、5番、宇多村議員の質問を終わります。

---

○副議長（橋本龍太郎君） 次は、7番、田中健次議員。

〔7番 田中 健次君 登壇〕

○7番（田中 健次君） それでは、通告に従って質問をさせていただきます。

今回、3点について質問をいたしますが、質問の第1は、市長の引退表明についてであります。2つのことについてお尋ねをいたします。

1月23日、松浦市長が引退、後継に副市長を指名するということが明らかになったとの新聞報道に接し、正直、驚きを禁じ得ませんでした。私自身は、前市長のリコールの時代から、そして市長選挙の流れの中で、この20年間、松浦市長とは異なる立場にあることが多かったことを思い起こし、しかし、是々非々の立場で政策判断をしてきたつもりであります。

引退をされるのであれば、この点だけは明らかにすべきと考え、翌24日、一般質問の締め切りの日の朝に一般質問の通告をいたしましたから、市長の定例記者会見、村田副市長の出馬表明の記者会見は、24日の夕方のテレビニュースと25日の新聞で、一般質問の通告後に見る形となりましたが、23日の報道と主要な点で異なる点はありませんでした。

市長が記者会見で述べられた実績の中で、合併協議において単独市政を選択したことは、大きな成果であると、私も感じております。松浦市政20年の評価は、また別の機会に譲るとして、引退されるということでもありますので、この機会に明確にすべきではないかと、直後に感じた2点に絞って質問をさせていただきます。

まず1つ目は、市長が引退されるのであれば、新年度予算は、通常予算ではなくて、新規事業等の政策的経費を除いた骨格予算とし、選挙後に新市長のもとで政策的経費を補正予算として提出する、肉付予算の形にすべきではないかということについてです。

本来、予算はその年度の全ての歳入歳出で編成されるもので、これを通常予算と言いますが、市長選挙が行われる年度は、政策的な判断ができにくいいため、義務的経費や継続の事業を中心に計上し、政策的な新規事業は計上せずに編成をすることが多くあります。

このような形で作成される予算を慣用的に骨格予算と呼びます。そして市長選挙後、速やかに新規事業、投資的経費等の政策的経費は、補正予算として6月議会に提出しますが、

これを骨格予算に対し、慣用的に肉付予算と呼びます。

引退表明をされる1カ月前、10月23日に、平成30年度予算の編成方針を決定しております。引退表明前ということもあり、通常予算として編成するとの表現になっていますが、引退を表明されたのであれば、義務的経費や継続的事業を中心に計上する骨格予算とし、選挙後に、新市長のもとで政策的経費を補正予算として提出する肉付予算の形にすべきではないかと考えます。この点について御見解をお伺いいたします。

2つ目は、村田副市長は、市長選挙に出馬するのであれば、副市長職を速やかに辞職すべきではないかという点であります。

最初に申し上げましたが、23日の新聞記事を見て一般質問の通告をしましたから、当初は、副市長の職をおやめになるのがいつの時期か、その点を明らかにする意味でこの質問を掲げたわけであります。

24日、夕方のテレビニュースを見て、副市長は出馬表明と受けとめられる言い方をされましたので、出馬表明をされたのであれば速やかに辞職ということで、11月末、あるいは区切りをつける意味で、12月末の辞職を私は想定しておりました。

ところが、25日の新聞記事をつぶさに見ると、あろうことかそうではないという形で、我が目を疑いました。全く私の想定外のことが記事になっておりました。

毎日新聞、市長選告示まで職務を続ける意向を示しました。読売新聞、辞職はせず新年度予算や人事などに当たるといふ。中国新聞、4月についた副市長は、市長選告示まで続ける考えで、予算編成など重要課題がある。両立させたいとした。というように、市長選告示まで、市長選立候補により副市長を失職するまで副市長職にとどまり、新年度予算編成や新年度の職員人事にも携わる考えであることが、これでわかります。

公職選挙法上、このような行為は違法とはならないようですが、ここは予定候補として、きちんとけじめをつけるべきではないでしょうか。

もちろん、選挙運動は告示にならなければできませんが、それまでに後援会活動という形で、支持者組織の拡大を図って選挙戦に臨むのが通例の姿であろうと思います。

副市長の職にありながら、後援会活動という政治活動をするということになれば、これは地位利用の疑惑を招きかねないものであり、この点でグレーゾーンになるのではないかと思います。

また、新年度予算編成に携わる中で、特定の組織や団体に、有利に予算編成をすることで選挙対策予算と言われ、あらぬ憶測も生じかねません。こうしたことは、選挙に本当にプラスとお考えなのでしょうか。

出馬表明をされたのであれば、けじめをつけるのが賢明な選択であろうと思います。速

やかに副市長職を辞職すべきと考えますが、御見解をお伺いしたいと思います。

○副議長（橋本龍太郎君） 7番、田中健次議員の質問に対する答弁を求めます。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 来年5月ごろ予定の市長選挙に出馬しない旨、表明いたしましたことに関しましての、骨格予算を編成すべきではないかとの御意見、御質問でございますが、議員、御案内のとおり、その年度の歳入歳出の全てを見通して編成される通常予算に対し、骨格予算とは、地方公共団体の長の選挙時期の関係などから、新規事業などの政策的経費について当初予算への計上を避け、義務的な経費や継続的な経費を中心に編成された予算を指すものでございます。

骨格予算を編成した場合におきましては、選挙後の議会において、新しい市長の政策的な判断を盛り込んだ新規事業などを補正予算に計上して、骨格予算に肉づけを行い、施策の推進を図ることとなります。

一般的なことを申し上げたわけではありますが、私は次期市長選に出馬しない旨、表明しており、平成30年度予算につきましては、現在、予算編成作業を実施しておりますが、市民生活に影響がある事業に要する経費や、社会経済情勢の変化に、迅速に対応するため必要となる経費などを加えた骨格予算として、当初予算を編成するよう、既に財政当局に指示を行ったところでございます。

なお、私が就任をいたしました、平成10年6月20日でございますが、そのときには、既に通年予算が立ち上げられており、また、6月の議会も終了しておりました。

6月議会の期間は11日間であり、一般質問の日には1日であったというようなことを聞いておりますことも、あえてこの際、申し上げさせていただきます。

以上で答弁いたします。

○副議長（橋本龍太郎君） 副市長。

〔副市長 村田 太君 登壇〕

○副市長（村田 太君） 私への御質問にお答えをいたします。

私は、ふるさと防府市の副市長として働かせていただいていることを、心より誇らしく思っておりまして、その職責を果たすため、持てる力の全てを尽くして、日々、取り組んでいるところでございます。

こうした中、11月24日の市長定例記者会見において、松浦市長が引退を表明され、その後の記者の皆様からの取材に答える形で、私の思いや考えを正直に述べさせていただいたところです。

この表明を受けて、けじめをつけるべきとの御質問でございますが、私といたしまして

は、現在、新年度予算編成等の、全庁また全職員挙げて取り組むべき重要案件の先頭に立って取り組んでいる最中でもあり、また副市長として、市民の皆様や団体等の皆様から、さまざまな御意見や御要望もいただいているところでございますので、引き続き、松浦市長の補佐役として、その職責を果たしていかなければならないと考えているところでございます。

議員、御指摘の地位利用の御疑念につきましては、私の信条でもございます正義感を大切にして、日々、取り組んでまいりますので、御理解のほどよろしくお願いを申し上げます。

以上、御答弁申し上げます。

○副議長（橋本龍太郎君） 田中健次議員。

○7番（田中 健次君） 松浦市長からは、骨格予算という形の指示ということで、さすがその辺は、松浦市長というのは、決めるときには決める市長だなという感じは改めて、私、感じましたので、その点について敬意を表したいと思います。

ただ、骨格予算といっても実は幅があるわけでありまして。私も骨格予算、肉付予算という、骨格の部分とどれぐらいなのかと、今回、改めて県内の下関市、あるいは山陽小野田市、いずれも、ことし防府市よりもかなり時期的には早い時期にありましたので、当然、こういうところは骨格予算にせざるを得ないようなところではありますが、下関市では、いわゆる当初予算が1,189億円に対して、骨格でつけた部分が約4億円、パーセントでいくと0.3%なわけですが。山陽小野田市は、当初予算約349億円に対して、肉付けであとつけた分が2億8,500万円程度、0.8%、1%未満の予算があとで肉付けという形ですから、これを肉付予算と言っていいのかどうかよくわかりませんが、基本的に両市とも、これまでの基本計画だとか、あるいは今でいけば地方創生の計画だとか、そういうものに乗っかる中で、こういう形になっておるといことだろうと思います。

したがって、骨格予算にするといっても、基本的なものは継続されるでありまして、ある程度、段階的に人員を増やしていただくという、これまでのものについては、踏襲されるんだろうというふうに思っておりますし、また、下関市の当初予算の財政調整方針のようなものですが、本市における、これでは、各課からの予算要求については例年どおり行って、財政部において骨格予算分と、それから、いわゆる肉付けになる補正予算分との振り分けをするという形でありまして、現在の作業の中で、そういうことが、十分、行われるだろうというふうに思っております。

そういうふうに骨格予算ということではありませぬかもしれませんが、調べましたところ、防府市の場合には、5月の終わりに、

前回は5月25日投票日、その前が5月30日が投票日ということでありましたので、5月末に投票日ということではありますが、ことしの6月4日あるいは11日に投票日がありました5市について調べましたところ、そのうち2つの市が骨格予算を採用しておると、3市は通常予算であったということをお願いしておきたいと思えます。

この骨格予算については、以上で終わります。

それから、副市長の辞職の問題、これは考え方の問題ということでもありますし、村田副市長が、自分なりのそういった公正感といいますか、正義感といいますか、そういうことで市政運営に当たられるということであれば、それはそれでよしとするわけではありますが、ただ、これまでいろんな方を見ておりますと、例えば、二井知事が、もう既に元知事ですが、最初、出られたときは、当時は8月の知事選挙でありましたけれども、4月3日付で出納長、当時、出納長でありましたけど、出納長をやめられて、4カ月ぐらい先の選挙に臨まれたということでもあります。

あるいは、身近な例でいけば、この防府市議会、防府市でも、松浦市長の2期目の候補でありました、原田洋介元市議会議員は、時期的にいけば、来年の3月に当たる、3月議会の最終本会議で、議員を辞職をするということを議場で表明して、辞職を許可をさせていただいて、市長選挙に出るといことがございました。

そういった、一定の時期で、私はやはり一つのけじめといいますか、そのことは、また同時に村田副市長も、副市長を1期やってそれでよしとするのではなくて、もし当選できれば2期、3期というふうな、当然、まだお若いわけですから、そういった意向があろうと思えます。

そうであるとすれば、やはり私はむしろ後援会活動という形で、きちっと市民の間に入られ、あるいは御自身のそういうことの中で組織をつくっていくということが、私は大事だろうというふうに思いますが、この辺のところは、ぜひ今後、お考えいただいて、まだ12月末にやめられていけないということはありませんし、3月末にやめられるというのも、一つの選択でありますので、その辺は、出处進退の問題は御自身で決められる問題であります。

ただ、私が最初に懸念を申し上げた、そういう地位利用ではないか、あるいは市長選挙対策予算ではないかと言われるようなことをないようにしていただかないと、執行部のほうをチェックする、我々の議会の立場としても、やはりありますので、ぜひ、もしそういうことがあれば、また厳しくチェックさせていただきますが、したいと思えます。ぜひ、そういう形で、この問題について、格別、再質問はしないで、私の意見だけ申し上げました。

それでは、質問の2つ目、子どもの貧困対策の推進についてお伺いいたします。

この問題について、3点についてお尋ねをいたします。

子どもの貧困ということが、さまざまところで取り上げられてきております。

貧困の連鎖として、親の収入が少ないことにより十分な教育が受けられない、進学、就職で不利、収入の高い職につけない、子どもの世代にも貧困にと、こういう形に連鎖がなるというものであります。

私は、2012年、平成24年の6月議会で、子どもの貧困と教育行政について質問し、就学援助、学力支援について、市執行部の考えをお伺いいたしましたが、この課題は、山本議員によって、2013年、平成25年9月議会、2014年、平成26年9月議会、2016年、平成28年3月議会で、学習支援、就学支援奨励金、スクールソーシャルワーカーなどが取り上げられ、さらに橋本議員、現副議長であります。橋本議員によって、2016年、平成28年6月議会で、貧困対策の現状と取り組み、子ども食堂について取り上げられてきました。

国、県段階の動きとしては、2013年、平成25年6月に議員立法によって、子どもの貧困対策推進法が成立、翌2014年、平成26年1月に施行され、国による子どもの貧困対策に対する大綱が、同年8月に閣議決定され、また2015年、平成27年7月に、山口県子どもの貧困対策推進計画が策定されました。

防府市では、学習支援事業が、2015年、平成27年から取り組まれたのをはじめ、スクールソーシャルワーカーの配置も進んできました。

そこで、こうしたこれまでの取り組みをさらに進める意味で、以下の3点について、市執行部のお考えをお伺いいたします。

1つ目は、生活困窮世帯等への学習支援事業の拡大を検討すべきではないかということです。当初から比べて事業内容は拡大をされ、さきの9月議会の決算審査の際に示された、主要な施策の成果報告書では27名の申し込み者があったことが記載されていません。

しかし、現在は市内で1カ所しか開設されていないため、遠隔の生徒は利用しにくいのではないかと思います。開設箇所を増やすこと、実施の回数、時間などの拡大を検討すべきではないかと思いますが、いかがお考えでしょうか。

2つ目は、教育委員会と福祉関連機関との連携を、どう進めているのかということです。

山口県の子どもの貧困対策推進計画では、国の大綱を踏まえ、教育の支援、生活の支援、保護者に対する就労の支援、経済的支援、この4つを柱として総合的に施策を推進すると

していますが、教育の支援では、最初に、学校をプラットフォームとした総合的な子どもの貧困対策の展開を掲げ、その中で、学校を窓口とした福祉関連機関等との連携が言われています。

ややもすれば、縦割りの行政組織の中で、この教育委員会と福祉関連機関との連携は重要ではないかと思えます。市執行部は、教育委員会と福祉関連機関との連携をどう進めているのか。この点についてお伺いをいたしたいと思えます。

3つ目は、子どもの貧困対策推進計画を、防府市も策定すべきではないかということでもあります。

子どもの貧困対策の推進に関する法律では、第4条で、地方公共団体の責務として、「国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する」とし、第9条で、都道府県子どもの貧困対策計画について、都道府県に計画を定めるよう努めるものとするとしていますが、市町村の計画について法では定められていません。

しかし、近年、市町村での計画策定が進んできました。近県では福岡県八女市、佐賀県武雄市、鳥取県鳥取市が、ことし3月に計画を策定し、全国に広がりを見せており、県内では、宇部市が計画のパブリックコメントを実施し、今年度中の策定を目指しているようでもあります。

継続的な子どもの貧困対策を進める意味でも、計画策定は重要であると思えます。この計画を防府市が策定することについて、どのようにお考えか、お伺いをしたいと思えます。

○副議長（橋本龍太郎君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。健康福祉部長。

○健康福祉部長（林 慎一君） 御質問にお答えいたします。

まず1点目の、生活困窮世帯等への学習支援事業の拡大についてのお尋ねでございますが、本市では、平成27年4月の生活困窮者自立支援法の施行に伴い、同年10月から任意事業である、貧困の連鎖を防止するための学習支援事業を開始いたしております。

開催初年度の対象者は、生活保護世帯の中学生、そのうち申し込み者は3名、スタッフの学習支援員には教員OBを2名配置し、防府市文化福祉会館におきまして、14回、28時間の開催をいたしました。

平成28年度には、初年度の内容を踏まえ、大幅に事業の内容を見直し、就学援助を受けている世帯の中学3年生に対象者を拡大し、23回、54時間の開催をしたところ、申し込み者が27名になりました。あわせて山口短期大学の学生を学習支援員として新たに委嘱し、学習支援員は8名を配置いたしました。

開催会場につきましても見直しを行い、山口短期大学との地域連携により、本市の中央部に位置する施設を借用することができまして、充実した環境の中で実施をすることがで

きました。

本年度は、さらなる充実に取り組むため、募集人数及び開催回数を増やすとともに、学習支援員も10名に増員いたしました。現在、申し込み者33名により、3月までに27回、70時間の開催を予定しており、着実に事業を推進しているところでございます。

なお、開催日は夏期休暇中及び土曜日の日中に実施をしております。会場は、本市の中央部、防府駅近くに位置しており、遠隔地の生徒に対しても利便性が高くなっており、自転車、保護者の送迎、または電車など、さまざまな方法で参加されておられる状況でございますので、開催箇所につきましては、当面、1カ所での継続を考えております。

今後も、現在、参加申し込みしている世帯の方や、学習支援員の方々の意見などを参考にしながら、学習支援がさらに効果的に行えるよう努めてまいりたいというふうに考えております。

次に2点目の、教育委員会と福祉関連機関との連携についてお答えをいたします。

議員、御案内のとおり、平成27年7月に策定された、山口県子どもの貧困対策推進計画では、教育支援の中で、学校をプラットフォームとした総合的な子どもの貧困対策の展開と掲げられております。

本市教育委員会の取り組みとしては、学校をプラットフォームとした子どもの貧困対策に関連し、児童・生徒の置かれた、さまざまな環境に働きかけて支援を行う専門家である、スクールソーシャルワーカーの配置を行っております。

スクールソーシャルワーカーは、課題を抱えた児童・生徒に対し、その家庭、学校、関係機関などに働きかけ、調整を行い、課題の早期解決を図るなどの活動を行っており、現在、4名のスクールソーシャルワーカーが課題を抱える児童・生徒の家庭に直接かかわり、保護者と学校をつなぐ役割をいたしております。

また、スクールソーシャルワーカーは、保護者に庁内関係各課やケースワーカー、児童相談所などの福祉関連機関を紹介し、情報提供を行ったり、定期的に情報交換会を開いて、双方の連携を図り、課題の解決に当たっております。

また、福祉部門の児童虐待の早期発見や、適切な保護、支援を図るために設置している、要保護児童対策地域協議会の実務者会議や個別ケース会議において、スクールソーシャルワーカーがかかわったケースにつきましては、教育委員会の担当者やスクールソーシャルワーカーに参加を依頼し、協議や情報交換を行っており、教育委員会と福祉部門の連携は密にできているものと認識しているところでございます。

次に3点目の、子どもの貧困対策推進計画の策定についてお答えをいたします。

議員、御案内のとおり、平成26年1月に、子どもの貧困対策の推進に関する法律が施



行され、国においては、子どもの貧困対策に関する大綱を策定されておられます。

本市では、これまで大綱に示された重点施策のうち、教育の支援におきましては、学習機会の確保に向け、高等学校入学準備金や奨学資金貸付などにより、就学支援の充実を図っております。

また、先ほど述べました、学習支援事業やスクールソーシャルワーカーの配置などを行っております。

さらに、保護者に対する就労支援では、生活困窮者や生活保護受給者を対象に、福祉事務所とハローワークとの連携による支援を実施し、ひとり親世帯の生活安定のため、資格の取得を援助する、ひとり親家庭高等技能訓練扶助を行うとともに、経済的支援におきましては、国の制度改正に伴い、児童扶養手当の多子加算分を、昨年8月より倍増いたしたところでもございます。

このほかにも、本市では、これまで子どもと家庭の福祉の向上のため、小学校6年生までの医療費の無料化、留守家庭児童学級の開級時間の延長などを行ってきたところでございます。

このような取り組みを踏まえ、子どもの貧困対策推進計画の策定については、平成31年度に見直しを予定している、防府市子ども・子育て支援事業計画に組み込むことを前提に、先進市の事例などを参考にしながら、研究してまいりたいというふうに考えております。

以上、御答弁申し上げます。

○副議長（橋本龍太郎君） 田中健次議員。

○7番（田中 健次君） ある面では前向きであり、またある面では現状維持というところもあろうかと思いますが、まずは、学習支援事業ということが始まって、27、28、29と3カ年で、3カ年の中で内容的に改定され、充実をして申し込み者も増えているということがあろうかと思います。

そういう中で、やはり当面1カ所とは言われましたが、中学生対象で市内1カ所というのは、先ほど、自転車だとか、保護者が乗せてくるだとか、そういったことはあるにせよ、やはり、これは事業で実施していく上では、2カ所、3カ所という形で増やしていくということを今後の課題として、ぜひ前向きに考えていただかないといけないと思います。

そうすれば、また新たな応募者というものが、今は離れているからとても行けないと、親が仕事でとても連れて行かれないという、そういった生徒さんが、当然、出てまいりますので、それによって内容も、さらに質的に高まると思いますので、この辺は、ぜひ、当面1カ所ということでありましてけれども、今後の課題として取り組んでいただきたいと思います。

います。

それから、教育委員会と福祉関連機関との連携というのは、一定程度、幾つかの協議会の中で深められているというふうにはわかりました。

ここでちょっと紹介をいたしますが、スクールカウンセラーあるいはスクールソーシャルワーカーというふうにこれまでも言っていました。実は、ことしの3月31日付で文科省から出されております、各都道府県教育委員会はじめ出されております通知文書ですね、学校教育法施行規則の一部を改正する省令の施行等についてという、28文科発第1747号ですけれども、この中で、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーについて、これは学校の職員だということが、明確に学校教育法施行規則の中で位置づけられました。

どういふふうに位置づけられたかという、これまでの第65条が学校用務員さんですが、学校用務員さんについての位置づけがあった次に、第65条の2ということで、スクールカウンセラーは、小学校における児童の心理に関する支援に従事すると、第65条の3で、スクールソーシャルワーカーは、小学校における児童の福祉に関する支援に従事すると、こういう形できちっと法律的に、法令の面でスクールソーシャルワーカーが位置づけられてきたわけです。これ、ことしの4月1日施行ですから、ある意味では、はじめて聞かれる方もあると思います。

そして、この通知の中で、スクールソーシャルワーカーの仕事という形で、当然、生徒児童に対することをするわけですが、保護者の支援もやりますが、職務内容として、学校への働きかけ、それから自治体の体制整備への働きかけ、こういうものにも従事しなさいと、いわゆるカウンセラー的な相談業務だけではなくて、学校へ働きかけること、自治体の体制整備へ働きかけること、こういうことが職務として位置づけられているわけです。

もうちょっと細かく言うと、地方自治体アセスメントと教育委員会への働きかけ、学校アセスメントと学校への働きかけ、地域アセスメントと関係機関、地域への働きかけ、それから自治体における体制づくりへの働きかけ、今、読んだ以外に相談対応だとか、そういうことはもちろんあるわけですが、普通、ソーシャルワーカーということの中で、そういった公的機関への働きをしろということがありますので、この辺については、ぜひ今後、ソーシャルワーカーという人を十分に活用して、力を発揮していただくと、その点で1つ申し上げますが、今、ソーシャルワーカーは4名おられるということですが、いわゆる問題があったとき、あるいはそういったトラブルに対処するときという形の時間給という形に、今、なっておったと思います。

嘱託職員のような形で常時配置されているのではなくて、したがって、ある意味で

は会議に出るだとか、そういうことをこちらからお願いしないと、時間給ということであれば発生しませんので、そういった会議にできるだけ出ていただくような体制をつくっていただきたいと、このことをお願いをしておきたいと思います。

それから、計画の策定については、子ども・子育ての計画の中で、それを取り込んでいくというような形がありましたので、全国的には単独の計画をつくっているところもありますし、宇部市なんかはそういう形でしているわけですが、幾つかの例を見ますと、例えば、福島市では、子ども子育て支援事業計画追加版という形で、子どもの貧困対策に関する施策の追加ということで、この追加版だけで新たにまた1つつくるといったような形でやっております。

これも平成29年3月という形ですが、こういう形で全国で取り組みが進められておりますので、新たに独立の計画をつくるのではないということではありますが、そういう形で取り組んでいただければと思います。

以上、要望して、この項は終わりたいと思います。

時間もなくなりましたので、質問の3点目に移らせていただきます。

質問の第3は、部活動のあり方についてであります。

スポーツ庁が、11月17日に、運動部活動等に関する実態調査の結果を公表しました。調査は、ことし7月に、全国の公立、私立の中学校456校、高校389校を抽出して、校長や教員、生徒や保護者を対象に、活動実施についてアンケート調査を実施したものであります。

これによりますと、公立中学校の教員の7割が、運動部の顧問を担当し、5割を超える中学校の顧問教員が、授業など公務多忙による悩みと、心身の疲労などを感じていること、公立中学校の8割の校長が、部活動の悩みとして、顧問教員の負担軽減を挙げていることが明らかとなりました。これは全国的な抽出調査ですが、本市の実態もほぼ同様なものではないか、こういうふうには推察されます。

そこで、部活動の活動日や活動時間、外部指導者の活用、部活動ガイドラインの策定など、部活動のあり方を抜本的に検討すべきではないかと考えますが、お考えをお伺いいたします。

○副議長（橋本龍太郎君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育長。

〔教育長 杉山 一茂君 登壇〕

○教育長（杉山 一茂君） ただいまの御質問にお答えいたします。

防府市教育委員会では、山口県教育委員会から出されました、「望ましい部活動の在り方」というガイドラインを受けて、ことしの3月に、部活動の休養日等の設定についてと

いう通知文を市内全中学校に配付いたしました。

この通知文では、各学校における部活等に関する休養日等の基準を示しており、具体的には、生徒のバランスのとれた生活及び教職員の負担軽減の観点から、週1回以上の休養日の設定、月1回以上の休日の休養日の設定、平日及び休日の活動時間の上限などを明記いたしております。現在、全ての学校で部活動の休養日等に関する基準を設定しており、その基準に沿って活動をしております。

また、担当部活動に関する経験や知識の不足により、指導に負担を感じている顧問に対しては、各学校で外部指導者を積極的に活用しており、現時点では、中学校9校、28の部活動において、外部指導者と連携して指導を行っております。

また、ことしの4月1日から、学校教育法施行規則の一部を改正する省令が施行され、学校における部活動の指導に従事する、部活動指導員の職務が明記されました。

部活動指導員とは、学校長の監督のもと、部活動の指導に従事する職員であり、現在、各学校で活用している外部指導者とは違い、学校外での活動の引率など、顧問とほぼ同等の職務を行えること、市の嘱託職員として採用され、報酬等が支払われることなどが挙げられます。

部活動指導員の導入により、教職員の負担が軽減されるだけでなく、生徒がより専門的な指導を受けることができ、部活動を活性化することも期待できます。

防府市教育委員会といたしましては、部活動指導員の導入及び実情に応じた、防府市の部活動に関する基準について検討するなど、望ましい部活動の運営及び教職員の負担軽減を図ってまいりたいと考えております。

以上、御答弁申し上げます。

○副議長（橋本龍太郎君） 田中健次議員。

○7番（田中 健次君） 県のガイドラインということが、比較的、最近、出されたということのようですが、このスポーツ庁の調査は、スポーツ庁として、文科省になるわけですが、ガイドラインをつくるというような形で、今、動いておるわけであります。

そのために、実態の調査をとということが、速報のような形でホームページに出されて、それが各新聞に報道されたということで、私の一般質問につながっていくわけですが、そういうことの中で言われていることですが、例えば、先ほど言いましたように、公務が忙しくて思うように指導できないという方が、やっぱり54.7%、心身の疲労、休息不足が51.8%、公務と部活動の両立に限界を感じるというのが47.9%という形で、これ顧問の先生のあれですが、同時に部活動の実態でいくと、平日、どれぐらい活動されているかということですが、5日、1週間、月曜から金曜のうち5日というふうに、

5日というのは毎日ということですが、答えた割合は、公立の中学校で5割になるわけですね、それから4割が4日という形です。つまり、月曜日から金曜日までのうち、4日ないし5日が9割という形であります。

先ほどの、週1日の休養ということであれば、これは7日のうち1日ということになるのかわかりませんが、それは本当の休養になるのかどうか、現状を後追いしただけになるんじゃないかという気がいたします。

それと1つだけ、もう時間がなくなりましたから、紹介だけしておきますが、静岡県静岡市ではガイドラインをつくっております。それは、もう土曜日か日曜日1日と、あとウィークデーは3日というような形でつくっております。こういったのを、今の年度、試行的にやっておりますので、ぜひこういったものを参考にし、あるいは国の動向も参考にし、少しずつ先んじて、この問題を捉えていただきたいということを要望して、質問を終わります。

○副議長（橋本龍太郎君） 以上で、7番、田中健次議員の質問を終わります。

---

○副議長（橋本龍太郎君） お諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめ、これにて延会することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（橋本龍太郎君） 御異議ないものと認めます。よって本日は、これにて延会することに決しました。お疲れさまでした。

午後2時41分 延会

---

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成29年12月5日

防府市議会 議長 松 村 学

防府市議会副議長 橋 本 龍太郎

防府市議会 議員 山 田 耕 治

防府市議会 議員 久 保 潤 爾

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成29年12月5日

防府市議会 議長

防府市議会副議長

防府市議会 議員

防府市議会 議員